

平成21年第1回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成21年3月13日（金曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（20名）

1番	黒田 芳 弘	2番	舩 渡 洋 子
4番	白 井 悦 子	5番	高 田 文 一
6番	高 橋 勝 美	7番	安 藤 重 夫
8番	道 下 和 茂	9番	浅 野 英 彦
10番	中 村 重 光	11番	村 瀬 明 義
12番	若 原 敏 郎	13番	瀬 川 治 男
14番	後 藤 壽太郎	15番	上 谷 政 明
16番	大 熊 和久子	17番	大 西 徳三郎
18番	戸 部 弘	19番	高 橋 秀 和
20番	遠 山 利 美	21番	鵜 飼 静 雄

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	小 野 精 三
教 育 長	白 木 裕 治	総 務 部 長	鷲 見 良 雄
企 画 部 長	高 田 敏 幸	市 民 環 境 部 長	藤 原 俊 一
健康福祉部長	村 瀬 光 廣	産 業 建 設 部 長	山 田 英 昭
林 政 部 長 兼 根 尾 総 合 支 所 長	山 田 道 夫	上 下 水 道 部 長	杉 山 尊 司
教 育 委 員 会 事 務 局 長	杉 山 勝 美	会 計 管 理 者	矢 野 博 行

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	河 合 重 光	議 会 書 記	安 藤 正 和
-------------	---------	---------	---------

開議の宣告

議長（後藤壽太郎君）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまより始めます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号18番 戸部弘君と19番 高橋秀和君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（後藤壽太郎君）

これより日程第2、市政一般に対する質問を行います。

12番 若原敏郎君の発言を許します。

12番（若原敏郎君）

おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従い、大きい3点を質問させていただきます。

まず1番目でございますが、平成21年度市長の施政方針についてということでお伺いいたします。

自治体の新年度予算編成に当たっては、経済危機の影響から税収が激減し、都府県、また市は、雇用対策が主な理由の積極型のところもありますが、大幅な収入減となった愛知県や浜松市は緊縮型で、貯金の取り崩しや借金に加え、職員給与や建設事業費も削っています。

本市において市長におかれましては、着任以来、対話重視、現場主義のもとに現状把握に努められ、市政の総点検も着々と進められているところであります。また、市の継続的な安定財政の確立を目指して将来を模索されていることは、先日の御説明の中からもよく受け取れました。堅実財政を目指して市政運営をされていることは高く評価されるものと思います。

そこで、21年度予算編成に当たり具体的なお尋ねをいたします。

次の1番目としまして、緊急経済対策として新年度予算に緊急雇用創出事業及び緊急景気対策事業としての計上がされていますが、具体的にどのように進められていくのか、お尋ねいたします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、ただいまの質問に対する答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

おはようございます。

それでは、若原議員の御質問につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

まず第1点の、今、緊急経済対策ということで御質問がございました。

世界的な金融情勢悪化の影響によりまして景気が急激に後退していると。そういう中で、その影響というのは市民すべてに及ぼしております、とりわけ経済弱者に極めて深刻な状況を今与えております。

「100年に1度」と言われるこの経済情勢に即応し、暮らしの安心が脅かされている市民の皆様、また資金繰りに苦しむ中小企業・小規模事業者の皆様に対しまして、生活不安を減少させるとともに、安心して活躍でき、事業の継続と雇用の維持を図ることは極めて重要であるというふうに認識しております。

そういったことで、御質問の平成21年度予算に係りますところの本巢市の緊急経済対策につきまして、まず1点目は、地域懇談会等を通じまして、特に要望が多くございました生活道路とか排水路の整備箇所、そういうものにつきまして道路新設改良事業とか道路舗装新設事業、また用悪水路の整備事業ということで、通常、毎年予定をしております予算枠に、ことしは約2億1,000万円ほど上乗せをさせていただきまして、こうした市民の皆さん方の要望にこたえてまいりたいということでございます。なお、この2億1,000万ほどの予算執行につきましては、基本的には市内の事業者を優先した発注として検討してまいりたいというふうに考えております。

経済対策二つ目といたしましては、国の制度を活用いたしました緊急雇用創出事業と、ふるさと雇用再生特別基金事業というのに取り組まさせていただきたいと思っております。

緊急雇用創出事業は、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者の方に対して、次の雇用までの短期の雇用、就業機会を創出・提供する事業ということで、本巢市の公共施設とか、財産の現地調査等を実施するための臨時職員の雇用とか、また台帳整備等に係る委託業務を実施していきたいというふうに思っております。

また、ふるさと雇用再生特別基金事業の対応につきましては、地域の雇用再生のために地域休職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業、またうすずみ温泉活性化のための地域資源、地場産品及び自然文化等を活用した企画開発業務、こういったものを委託するというので、こうした二つの事業に約3,200万円ほど計上しているところでございます。

こうした経済対策、雇用対策という二つの大きな柱をもとに本巢市では取り組んでまいりますけれども、こうした事業は、できる限り早期に実施することといたしまして、市民生活の安定と経済の活性化のために全庁挙げて必要な対策に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原議員。

12番（若原敏郎君）

ありがとうございました。市長も経済対策には積極的に取り組んでみえることがよくわかりました。

この経済不況は、先ほど市長が申されたように、世界的な規模で失業者がふえているということで、テレビ・新聞などで報道されております。

先日もテレビで私立高校の生徒が、親の収入がなくなり、授業料が払えないというような理由から中退していくという悲惨な報道がされておりました。また、中退しても仕事がないということで、大変困っているというようなことが報道されておりました。

次年度の予算の中で新規事業は、たくさん計上して事業をされていくわけですが、これは国の補助も受けてやっているわけですが、今後においてこの経済不況というのはまだまだ続くと思いますが、市としてはさらに追加の事業といいますか、追加も考えているかというところを再度お聞きしたいなと、こんなふうに思います。

議長（後藤壽太郎君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

再質問にお答え申し上げたいと思いますけれども、いずれにいたしましても、今議員御指摘のように、まだまだ先行きが不透明な状況でございます。そうした中で、国等の追加の景気対策というものが出来まいりますれば、私どもの方も、そういった国予算の配分というふうにしっかりと対応してまいりたいと思っております。

また、市単独でも、もしできるものが出来まいりますれば、そういったものにも迅速に対応してまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今後の対応につきましては、できるだけ幅広い対応をしてまいりたいと思っておりますし、今回のようなハードの事業だけではなく、ソフト事業にも目を向けてやっていきたいというふうに思っております。

そういったことで、国の方のまた追加の要請とかということがございますれば、しっかりとまた対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原議員。

12番（若原敏郎君）

けさほどの朝日新聞に、麻生総理は、13日、自民・公明両党の政調会長らに、2009年度の補正予算の編成を念頭に、追加経済対策の検討を指示するということが載っておりました。また国が追加

をしてくれれば大変ありがたいことなのですが、また市長におかれましては、市単独でもやっていくという、今お答えをいただきました。ぜひ、そういうことで大変困っている人がお見えですので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、小さい2番目の将来のまちづくりの取り組みについてというところへ行きます。

市長からこのことについては所信表明等で何度もお聞きしていることですが、「元気で笑顔あふれる本巣市づくり」の実現を目指し、再度決意をお聞かせいただきたいと思います。昨日、同僚の高田議員の質問の中にもいろいろありましたが、ぜひよろしくお願ひします。

議長（後藤壽太郎君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

予算に関連して、将来のまちづくりの取り組みというお尋ねでございました。

今後のまちづくりにつきましては、まちづくりの基本方針でございます本巣市第1次総合計画に計上されております事業を着実に実施していくということで、本巣市のまちづくりの具体化というものが図れるものと考えております。

昨日もお答え申し上げましたように、そういった中で「元気で笑顔あふれる本巣市づくり」というので、ちょっと整合性云々というお話もございましたけれども、一体的にこの総合計画を実施することによって私の訴えております取り組みも実現化していくと、そしてこの本巣市のまちづくりが具体化されるものというふうに認識をいたしております。

そういった中で新年度におきましては、少しでもそうしたまちづくりに貢献するというので、先ほどもお答え申し上げましたように、ことしは道路、また児童・生徒が安心して通える通学路とか排水路、また上下水道と、そういったものの生活基盤を重点施策として取り組ませていただいておりますし、また産業の振興とか、ふるさと支援、また教育環境の整備というようなことで事業にも取り組ませていただいております。こうした事業を着実に進めることによって、将来のまちづくりというのをしっかりしたものにしていきたいというふうに思っております。

今後、財政状況は大変厳しくなっておりますけれども、市民の皆さんの声もこれからもお聞きしながら、安全・安心な生活を送ることができるまちづくりというのをしっかりと推進してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原敏郎君。

12番（若原敏郎君）

ありがとうございます。市長は、将来を見据えて市政総点検を実施されて、事業の見直しや、住民が本当に求めている生の声を聞いて体感しておられます。

また市長は、県の職員として岐阜県を回ってこられたと思いますが、この本巣市は北から南まで、岐阜県のまるで縮図のような市でございます。住民の意識も千差万別だと思いますが、そこで、回

ってこられたところから、この市をバランスよく発展させていく施策は、これ突然の質問で申しわけないんですが、市長の立場から、また個人的な思いでもよいですからお聞きできればと思います。よろしくをお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

また再度の御質問にお答え申し上げたいと思いますけれども、昨日もそういったお答えを申し上げたんですけれども、市長に就任いたしましたから、市政の総点検ということで市内の各地、いろんなところで地域懇談会、座談会に参加させていただきました。そうした中で市民の声をお聞きして、そういったものの一部につきましては、今年度の当初予算にも反映させていただいておりますけれども、そういう中で地域的なアンバランスがあるということもお答えいたしましたけれども、南部の方は人口の流入がどんどん続いているということで、子育て支援ですとか、生活道路とか、そういったもの、もしくは教育環境の充実というようなものの要望が大変強い。

また、トンネルから以北の北の方は、どちらかという過疎対策というようなことで、森林とか農地の保全とか、またそういう移動手段への補完というような過疎対策をしっかりとしてほしいというような要望がございました。

そういったことで、今、議員がお話しのように、同じ本巣市でありましても北と南では全然皆さん方の、本当に個々の生活の中での思いというのは違ってきておるということで、こうしたものに、これからもまだしっかりと対応していかなきゃいけないなというふうに思っております。まさしくお話のように、日本の縮図、また岐阜県の縮図のようなまちでございます。そういった中で、こういう条件ではございますけれども、その中でいろんな御要望がございまして、そういう話を一つずつやる場合に、置かれている地理的条件というのはなかなか無視できないということでございまして、例えば根尾の皆さん方が東京の町なかと同じような生活環境、そういうようなことを望んでも、根尾地域を東京のど真ん中へ持っていくわけにはいきませんし、名古屋に持っていくわけにもまいりません。やはりその地域の中で、そこにある資源、それから潜在的に埋もれている資源、そういったものを活用して地域づくり、まちづくりというのをしていかなければならないだろうというふうに思っております。

しかし、視点を変えれば、多様性のある、いろんな形のまちづくりができるということにもつながってくると思っております。そうしたことで、市の総合計画で大きい市の目指す方向というのがありますけれども、そういう方向の中、細かいところはそれぞれ地域地域でしっかりと対応できるようなということで、地域住民のそういう中で参加をいただきながら、地域の特性、それから個性、そういったものを生かしたまちづくりというのをこれから進めていきたいというふうに思っております。大きくは市の総合計画に基づいたまちづくり等をやりながら、一歩中に入れば、細かい部分ではそれぞれ地域地域の特性を生かした、個性のある地域づくり、置かれている条件というのは、物理的に不可能なものはちゃんと認識をしながら、それをクリアしながら、まちづくりというのに

取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原敏郎君。

12番（若原敏郎君）

市長も本巢市総合計画に基づきながら、また個性のある市をつくっていくということで、これからリーダーシップをとっていただいて、将来を見据えてまちづくりをしていただけるものと確信しておりますので、よろしく申し上げます。

小さい3番目に移りますが、市役所内の改革方針はということで、次年度は市の職員の削減等により業務の一層の効率化が求められますが、新年度に向けて組織の改革、また業務の外部委託等により経費削減を考えておられるのか。そのようなところを、具体的にありましたらお願いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

質問の3点目の、市役所の改革というものにつきましてお答え申し上げたいと思います。

市の組織体制につきましては、行政改革大綱におきまして、社会情勢の変化と新たな行政課題、市民のニーズに対応して、総合的かつ機能的な行政運営を行うため、組織・機構の見直しを図ってまいりますとともに、職員の資質の向上と意識改革を推進し、可能な限り定数の削減を行うなど、定員管理の適正化に努めていくということを基本方針にいたしております。

こうしたことで新年度におきましては、昨年10月に実施いたしました各部局の事務事業調査の結果、また市政総点検における意見を踏まえながら、削減すべき事務事業は削減し、取り組むべき事業は取り組むことを基本といたしまして、組織のスリム化と定員管理の適正化を新年度も図ってまいりますというふうに考えております。

市政を進めるに当たりましては、市職員の意識改革、自己改革というのが不可欠でございます。そうしたことから、研修施設におきます専門研修とか実務研修などに積極的に参加をさせて職員の資質の向上に努めてまいりますほか、今年度から実施をいたしております若手職員の政策研究グループによる活動とか、また今年度からやっております職員の提案制度というものも活用いたしまして、職員みずから取り組めるような体制づくりというのを進めて、市民サービスの向上に今後とも努めてまいりますというふうに考えております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原敏郎君。

12番（若原敏郎君）

ただいま出てきました、将来の本巢市づくりについての提言をさせる、若手職員チームによる将

来ビジョンづくり、このような会を開かれておるとお聞きしましたが、これは職員の意識改革にも、今言われるとおりにつながるものであり、私も本当に相当期待しているところでございます。市長としまして、その若手職員チームの会議ですね、その手ごたえといいますか、また今後に期待されるところがありましたら、再度質問いたします。

議長（後藤壽太郎君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、また再度の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

若手職員の研究チームというのを昨年の6月から発足させていただきました。これは私のマニフェスト等で職員のそういったものやっていくということでお話を申し上げて、実現をさせていただいたものでございます。

市の各部署にいろいろ案内をして、手を挙げてくださいというお話を申し上げましたら、何人かの若い職員は、みずからこの研究チームに入ってやりたいという職員もございまして、そういった意味では大変私は期待を持っております。

そうしたことで、そういったチームを現在15名の職員でつくっていただいております。毎月1回、研究会というようなことで勉強会をやっていただいております。今、まだ昨年6月からのスタートでございますので、まだまだ本巢市の現状とか課題とか、そういったものを一生懸命勉強しながら、知識を一生懸命頭の中にたたき込んでおる現状でございますけれども、今後こうした知識とか認識をした上で、新しい課題、またそれぞれ取り組むべき課題というのをみずから出して、いろいろ研究していくという方向が出されておまして、本当にそういった面では私も大きく期待をいたしております。

今後、いろいろ多岐にわたる行政課題をこれから解決していこうとすると、こういった若い方々がいろんなものに関心を持って、そしていろんなものにチャレンジしていただく、こういう気風、いわゆる気構えというのが大変必要でございます。そういった意味でも、ぜひこれが実を結んで、職員の意識改革にしっかりとつながっていければ大変いいなというふうに思っております。

最終的には、職員が今までの慣例主義というものから脱却して、今までは、お話しすれば、すぐこれはできないというようなお話をすることから、いや、こうすればできるよと、こういう形でやればもっといいものができるんじゃないかというような発想ができる、そういう市の職員を育てていきたいと。ぜひそういった形で、若い職員には、これからもどんどん伸びていただきたいと思っております。

ただ、そういった意識改革がしっかりと全職員に行き渡るまでには、まだ相当年月が必要だと思っておりますけれども、これは職員の意識改革の、いわゆる手始めというようなことで、これからもこうした活動をしっかりと側面から支援しながら、今後の市の改革、そしてまた市民サービスの向上というものに努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原敏郎君。

12番（若原敏郎君）

ありがとうございました。15名の若手職員が毎月1回開いているということは、私も今初めて聞きました、大変期待するものでございます。ぜひよろしく将来の本巢市を担っていただきたいと思います。

1番目の質問は終わりました、2番目に移らせていただきます。

自転車の活用でのまちづくりということでございますが、先日、県・本巢市・民間業者で樽見鉄道を活用するために、また二酸化炭素排出削減事業として、月1回以上「ノーマイカーデー」と定め、鉄道利用を推進する協定書が結ばれました。

樽見鉄道を、通勤また買い物等で利用できる人は、本市ではごく限られていると私は思います。そこで、ノーマイカーデーを市民に広めるために、少しでも自転車を利用しやすくしてはどうかということで質問させていただきます。近くの用事では、自転車で行くことが、健康増進にも、また大気汚染の抑制にもつながると考えます。今現在、自転車及び歩行者専用の道路が大きな幹線道路の側道としてあるわけですが、自転車を利用しやすくする道路づくりを考えていただきたいということで、今後、自転車専用道路はというふうに書いてしまいましたが、自転車を通りやすくする道路をふやしていただきたいということで、市長のお考えをお尋ねします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、自転車の専用道路というものについての考えにつきましてお答えを申し上げたいと思います。

今、議員が御提案されたように、近場への移動手段としての自転車利用というものにつきましては、エコ社会の構築、また環境対策の観点からも大変必要なことであり、重要なことだというふうに思っております。

そうしたことで、市では、現在、幹線道路の整備にあわせまして歩道の整備を進めておりまして、未整備区域の解消に向けて今鋭意努力をいたしているところでございます。また、自治会、PTAからの要望に対しましても必要性を検討し、また歩道の設置等の対応をさせていただいているところでございます。

お尋ねいただきました、自転車も通れるような道路ということにつきましては、県の公安委員会によりますと、自転車の事故が多いということから歩道が整備され、車歩道が分離されている道路につきましては、自転車歩行者道ということで自転車も通行可というようなことで、順次、指定看板を設置して、そういう自転車も歩行者も通れる歩道を指定しているという今状況のようでございます。

そうしたことで、私ども本巢市も、交通弱者への安全・安心な道づくりというのは当然のことだと考えておりますので、今、最初に専用道路というお話もございました。この道路は道路構造令に基づく幅員3メートル以上の歩道がなければ、いわゆる自転車専用道というふうには指定されないようでございますけれども、そういった3メートル以上の歩道をつくるというのは、なかなか財政的な問題等もございまして、今現在のところ、とりあえず自転車とか歩行者が、しっかりと車歩道が分離できる歩道の整備を喫緊の課題ということで今取り組ませていただいております。

そうしたことで、こういった専用道路という計画は今ございませんけれども、道路改良をどんどん進めて歩道設置をやることで、先ほど申し上げましたように、車歩道がしっかりと分離されて、そして車の事故、車も多いようなところは、これからも公安委員会の指定をしていただけるだろうと思っておりますので、そうした自転車も通行できるような歩道、いわゆる人も自転車も交互にすれ違いができるような歩道の整備というのをこれからしっかりと進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原敏郎君。

12番（若原敏郎君）

ありがとうございました。自転車専用道路といいますと、大変幅とかいろんな規制がありまして、私も書いてしまってから、しまったなと、こんなふうに思いました。

市長の答弁のとおり、本市では幹線道路に自転車及び歩行者専用の標識が立っている道路が随所に見受けられます。ですが、言われたとおり、本当に狭いところとか、また車を乗り入れたり何かするところで斜めに傾斜がついていたり、段差があったり、そういうところがたくさん見られますので、自転車及び歩行者専用道路のスペースがないところを通るには、大変高齢者の方も、中学生が通学するにしても、そんなところをふだん通っていかないかんということでございますので、ぜひとも少しでも整備をしていただいて、ここなら安全だよというところをふやしていただきたいなと、こんなふうに思っております。

ノーマイカーデーをさらに市民にふやすためにも、自転車を利用しやすくできる道路を整備、またふやしていただきたいなと、こんなことを要望して、この質問は終わります。

次に大きい3番目でございますが、安心できる救急医療体制にということで質問させていただきます。

本市には総合病院がありません。緊急の事故、発病のときは、近隣の救急病院に救急車で搬送されます。救急車で走っても、やはり30分から40分はかかりますし、さらに患者が重複していたときは、救急車は市内の近隣のところに要請して待たねばなりません。最近の社会問題となっている救急患者のたらい回しが本市でもあってはならないと危惧しております。

病院へ行くのに、診療時間外はなかなか診てもらえないことから、救急車で行くといよいという安易な考えをする人がいると聞きました。病気の緊急度の判断は大変難しいと思いますが、そのこと

についてどのように啓蒙していくのかということで、まず1番目として、救急車の利用状況、また利用者の重症度と申しますか、重篤度と申しますか、またその年齢層について総務部長にお聞きしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 鷲見良雄君。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは、安心できる救急医療体制ということで、1番目の救急車の利用状況、利用者の重症度、年齢層はという御質問に御回答申し上げます。

本市における救急業務は、北方町と構成しております本巢消防事務組合が担っておるのが現状でございます。1署2分署1出張所に対応しているところでございまして、救急車両については、予備車を含め6台で対応しております。その6台のすべてが一日に出動した事案は、平成19年度に2回あったのみでございます。

平成20年中の本巢消防事務組合管内における救急出動件数は1,816件で、前年に比べて約23件の増加となっております。これが利用状況でございます。そのうち意識不明などの重篤患者は、重症者と合わせて12%の217名程度ということでございます。年齢層につきましては、全体の75%が65歳以上の高齢者という報告を受けております。

議員御指摘のとおり、本巢市には救急指定となる総合病院はございません。しかし、隣接した岐阜市とか市町には、第1次病院等が4カ所、第2次病院等が8カ所、第3次病院が2カ所と、多くの救急指定病院がございます。このため、たらい回しとなった案件はないと報告を受けております。

また、搬送先の対応につきましても、4署所等で出動の重複をカバーし合うことができますし、それでも足りない事案については、大型のショッピングセンター等もございますので、一度にたくさんのお急ぎがあった場合には岐阜市とか山県とか揖斐川町から、お互いに応援協定を結びながらカバーする体制をとっているところでございます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原敏郎君。

12番（若原敏郎君）

ありがとうございました。市内にはモレラ岐阜、リオワールド等の大型ショッピングセンターがありますが、そんなところには、先ほども回答の中にもありましたが、一時的に人とか自動車が大変集中することがあると思います。自動車事故などで救急患者が重なるということも予想されますし、今お聞きしたところでは、今のところは平成20年は、前年よりわずかながら救急車の出動がふえているということでございますが、よほどのことがない限りは大丈夫だという判断でございます。そのことで回答を聞きまして、ほっと安心をしたわけでございます。

私の住んでいるところでも、救急車の音が特によく聞こえるのか、隣の大野町の救急車かもわか

りませんけれど、よく来るので、緊急の場合は重なることがあるんじゃないかなあと、こんなことで心配しておりました。今の総務部長の答弁を聞きまして、まずはちょっとは安心したわけでございます。ありがとうございました。

2番目の質問に参りますが、救急医療は、病気、けが、中毒などに対して緊急の処置や対応が必要なものに実施される医療のことなんですが、患者としては当然激しい痛みや生命の危機に瀕しているときは、いち早く病院に行って処置を受けてもらうのが適切なことだと思います。素早い搬送が重要なことだと思います。

ところが病院側では、救急車をタクシーがわりに使うとか、患者が日中は会社や学校があるのでと夜間救急を安易に利用したりしてみえる人がおると、そういう利用患者がふえているということを発表しています。おかげで病院の救急現場も救急車も本来の機能が果たせず、しかも医師の負担が著しく、過労から退職する医師がふえているとの現状を聞きました。これは、新聞・テレビで報道されているのは都会での話で、本県市民は常識があるのでそんなことはないと思うんですが、救急医療を守るために市民への啓発活動はされているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を鷺見総務部長に求めます。

総務部長（鷺見良雄君）

それでは、2点目の救急医療を守るための啓発ということについてお答えを申し上げます。

全国的に議員御指摘のように、救急車をタクシーがわりで利用する事案に対しましては、消防庁がそういうことは安易に行わないようにということでポスターをつくって、各分庁舎に掲示するなど、消防署とあわせて啓発をしているところでございます。

しかし、安易と申しましても、傷病の程度が自覚症状とか所見、ぱっと見たときから非常に状態が判断しにくいという事案もございまして、それらを見定めていくことは大変難しいのが現状でございます。

したがって、市民の皆様の身体・生命を守る観点からは、身体に異常を来した場合には、安易に自己判断をせず、まずかかりつけ医に相談するなど、当初の初期対応を行っていただくのが通常かと思えます。しかしながら、緊急な場合には、やはり救急車を要請していただくことが基本的なスタンスだと考えております。

議員御質問の趣旨を踏まえて、今後とも救急医療の重要性をかんがみながら、消防署、関係各課、関係機関と連携を密にして啓発に努めてまいりたいと、かように考えております。よろしく願います。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原敏郎君。

12番（若原敏郎君）

ありがとうございました。交通事故とか、そういう突発的なことは、軽いか重いかわからないか

ら、念のために検査に救急車で行くというのはやむを得ないことと思います。また今部長が言われるとおり、非常に判断が難しいということで、かかりつけ医に相談という手もあるということで、いろいろ答弁いただきました。最初からわかっていて救急車を利用することだけではないように、啓発活動をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

続きまして、11番 村瀬明義君の発言を許します。

11番（村瀬明義君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして御質問をいたします。

まず、大きい1番ということで、本巢市の農産物の地産地消、安心・安全についてということでお伺いをいたしたいと思います。

商品表示の偽装、無登録農薬の使用問題と、消費者の食に対する不安は増大しております。消費者の不安を解消し、安心・安全な農産物を届けること、また産地の農産物をどのように守っていくのか、早急な取り組みが求められております。

また、消費者に安心・安全な農産物をどうアピールしていくか、どうすれば安心・安全な農産物であると消費者に信頼を得られるか、これらが大きな課題と思っております。

例えば、ぎふクリーン米に取り組んでおられる農家の皆さんは、残留農薬検査（80項目）をされて更新をされております。生産者も、安心・安全な農産物生産に心がけて取り組んでみえます。

そこで、本巢市の農産物を学校給食、地元消費者への推進の考えということでお伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、本巢市の農産物の地産地消、安全・安心という御質問のうち、学校給食、地元消費者への推進という質問につきましてお答えを申し上げたいと思います。

これまでも給食センターにおきましては、学校給食での地産地消を推進するため、本巢市産・岐阜県産の食材を、価格、供給量を検討しながら取り入れてきたところでございます。しかし、来年度には、さらに地産地消に積極的に取り組むため、新たに学校給食地産地消事業といたしまして、毎月1回、本巢市産の野菜、果物や地域食材を使った「本巢市の食材献立の日」というのを設けまして、実施してまいりたいというふうに考えております。

地域食材を学校給食に取り入れるとともに、学校におきましては、子供達と地元生産者との交流の場を設けるなど、地域における農業の位置づけや、食べ物の大切さへの理解など、食育指導の充実に役立てていきたいと考えております。

また、地元消費者へのPR、推進につきましては、市内で生産された安全で安心できる農産物を

広く消費者に知ってもらうために、4月8日に予定をいたしております「淡墨桜の日」おもてなし事業の中で、市内の特産品をPRし、招待者の方には地産地消の料理を召し上がっていただく予定でございます。

また、うすずみ温泉のお品書きに地元でとれた食材であることを明記したり、道の駅や農産物販売所でも地元の農林産物であることを大いに宣伝していただくほか、メディアにおきましても、CNet本巢局の本巢行政情報番組の中で、ぎふクリーン農産物の栽培に生産者が取り組んでいる状況といった内容を取り上げていく。また、広報紙におきましても、地産地消に関する内容の記事を連載してまいりたいというふうに思っております。

これからも、こうしたいろんな場を通じて、市民の皆さんに市内でとれた農産物を消費していただけるよう働きかけてまいりますとともに、来年度設置を予定いたしております「本巢市地産地消推進委員会」の中におきまして、安全で安心して食べられる市内農産物、また地域食材を年間を通して安定的に納入できるような組織づくりというのもこの中でいろいろ御検討いただいて、そして今後の地産地消推進に生かしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬明義君。

11番（村瀬明義君）

御回答をありがとうございました。丁寧な御説明でわかりやすいかと思えますけれども、今の御回答の中で「考えております」とかというお答えがございますけど、これは実施に向けての御回答ととらえてよろしいですか、それをまず1点をお伺いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

藤原市長。

市長（藤原 勉君）

そのとおりでございます。これから実施に向けてしっかりと取り組んでいくということでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬明義君。

11番（村瀬明義君）

それでは、その中身といたしまして、地産地消推進委員会を設置されて行われると。この会の中には学校給食関係者とか農業者とか、いろいろな農業団体を入れられてその検討を進められていくと思いますが、その中の内容的なことと、構成はどのような検討をされているか、それをまず1点をお伺いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

藤原市長。

市長（藤原 勉君）

先ほど答弁の中でもお話を申し上げました地産地消推進委員会という組織をつかって、その中で今後の本巢市の地産地消、また食育、そういったものをPRしていくというような体制づくりと、こののを議論して、方向づけをしていきたいというふうに思っております。

そういったことで、委員の方も議員が御指摘のように、生産者、それから消費者というのはもちろんでございますし、学校の関係者、また専門家と言われておる学識経験、そういった方々を構成メンバーにして、幅広い形で地産地消、また食育というようなものを真剣に考え、そしてまた提言もしていただき、またそしてそれを実行に移せるような具体的なお話もしていただけるような、そういう専門家の方々にお集まりいただいて、本当に本巢市におきまして安全・安心な食材の提供と、食の推進というのをしっかりできるような委員会にさせていただきたいというふうに思っております。

そういうことで、今、年の回数もそんなに多くありませんけれども、年3回ほどというようなことを予定しておりますけれども、下請の仕事というんですか、そこへ至る議論をするまでの間のところの資料作成等は事務局の方でいろいろやりながら、こういった方々の御意見をしっかりと聞きまして、そういう方向づけを打ち出していきたいというふうに思っております。

また、こうした取り組みをこれからも市の広報でしっかりとPRしながら、そしてまた市民の方々にも関心を持っていただいて、また地産地消推進委員会の中でそういった声も議論をしていただければ大変ありがたいなというふうに思っております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬明義君。

11番（村瀬明義君）

ありがとうございました。前向きにいろいろ検討され、またアピールのなことも考えておられるということで、ありがとうございます。

その中で、「本巢市の食材の日」ということで、学校給食に年に11回ですか、計画をされておられるということですけど、「本巢市の食材の日」ということですので、本巢市の農産物、そしてまた地域的な産物、そういうものを取り入れて行われると思うんですけど、まずどのようなものを取り入れてやられるかということに対してのお考えはどうか、お伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

藤原市長。

市長（藤原 勉君）

再度の御質問にお答え申し上げたいと思います。

「本巢市食材の日」ということで、学校給食の方で毎月1回ということで予定をいたしております。その中で、できるだけ本巢市産のものをベースに献立を考えていただきたいというお話をさせていただいておりますけれども、たまたまそういう時期に本巢市産のものが手に入らないときには県内産ということで、ぎふクリーン農業に基づいたものも使わせていただくということもあるかも

わかりませんが、基本的には本巢市でとれたものをこの日を使って食材を提供していきたいというふうに思っております。

内容につきましては、今までも学校給食で使ってまいりましたが、柿、またイチゴとか、ナシとか、キウイフルーツに加えまして、トマト、タマネギ、十六ササゲ、キュウリ、ナスといった野菜類、また根尾の方でつくられていますみそとか、豆腐とか、それからお魚、ニジマス、そういった本巢市の中でつくられておりますものを積極的に食材の中に取り入れて、学校給食の場で提供していきたいというふうに思っております。

また、これは今後にも生きてまいりますけれども、大変評判がよくて皆さん方がよければ、また「本巢市食材の日」というのはこれからもどんどん拡大していきたいと思っておりますし、また一般家庭の中にも、それぞれ食材にこういった本巢市産のものを使っていただけるように、子供を通じてそういうこともできますように、しっかりと食育にも生かせるような、そういう活動というのを取り組んでまいりたいというふうに思っています。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬明義君。

11番（村瀬明義君）

いろいろな御回答、ありがとうございます。

地産地消、地元の農産物の消費拡大を推進するという御回答をいただきました。わかりやすく丁寧に御説明をいただきまして、ありがとうございます。期待をしておりますので、今後、よろしくお願いいたしまして、この質問は終わります。

次の2番目の、新鮮な地場農産物を介した生消交流、出荷農産物の生産現場を直接消費者の方に体験してもらう体験農業の考え方をお伺いいたします。産業建設部長にお願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を山田産業建設部長に求めます。

産業建設部長（山田英昭君）

それでは、新鮮な地場農産物の生消交流についてということでの御質問にお答えさせていただきます。

農家が丹精込めて栽培されました、安全・安心で生産者の顔が見える農産物を広く消費者に知ってもらう機会として生産者と消費者との交流、いわゆる生消交流が全国的に注目されているところでございます。

去る2月23日にJA系貫支店におきまして、北陸の高岡市地方卸売市場主催により生消交流会が企画されました。高岡市の消費者グループ総勢30名の皆さんと本巢市イチゴ生産者の方との意見交流会がありました。

高岡市から参加していただきました皆様方には、生産過程における安全・安心に対する生産者の取り組みを理解していただき、食の安全に対する共通の理解を深めていただき、大変好評でござい

ました。

また、生消交流の一環と言えらると思ひますが、富有柿の里におきまして、都市との交流事業として柿の収穫体験等を実施してあります。この柿の収穫体験の内容としましては、園内にあります柿を収穫した後、干し柿をつくるという内容のものでございます。地産地消とともに生消交流も、農業振興上、有意義なことであるというふうにて考えてあります。

市としましては、今後、農業者の協力をいただきながら、新たな体験メニューを検討してまいりたいというふうにて考えてありますので、よろしくお願ひいたします。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬明義君。

11番（村瀬明義君）

いろいろ考えながら御回答をいただきまして、ありがとうございます。

本巢市は、今、若いグループの生産者もござりますので、そのところともよく連携をとりながら、そして体験農業を市民の方や、それ以外の方にもアピールというか、そういう格好で進めていただきたいと思ひます。そのことは、また要望ということでお願ひをしておきまして、次の課題に移らせていただきます。

安心・安全な農産物として残留農薬検査の方法がありますが、市としてはどのようにお考えになっているか、産業建設部長さんにお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を山田産業建設部長に求めます。

産業建設部長（山田英昭君）

ただいま御質問の、残留農薬検査方法等についてということでの御質問にお答えさせていただきます。

平成18年5月に食品衛生法が改正されましたことに伴ひ、新しい残留農薬基準が定められてあります。市としましては、適正な農薬の使用やドリフト防止、いわゆる隣接作物への飛散防止について、県とともに生産者に周知を図っております。

また、織部の里もとすやJA系貫農産物販売所に対しまして、残留農薬基準を守るための取り組みについてお聞きしました。いずれも、ぎふクリーン登録農産物の出荷者につきましては、その登録証のコピーの提出を求め、ぎふクリーン以外の農産物の出荷者につきましては、主要農薬名、散布時期、希釈倍率などを記入した生産記録表の提出を義務づけるとともに、農薬の適正使用を主とした栽培講習会を定期的に関開くなどして残留農薬対策がなされてあります。

この残留農薬基準が満たされているかどうかを確認するために国や県におきましては、流通前には、直接生産者段階、また流通後におきましては、販売所等で抽出した農産物の残留農薬検査が行われており、検査結果につきましては公表がされてあります。

市内でとれました農産物をさらに安心して消費していただくためには、市としての独自の検査を

実施することも考えられるわけですが、経費面、また検査結果の取り扱い等につきまして大変難しい部分がありますので、取り組むのは難しいというふうに考えております。

市としまして、今後ともJAや農業改良普及センター等との連携をとりながら、生産者の方に対しまして農薬の適正使用の啓蒙や栽培指導に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬明義君。

11番（村瀬明義君）

お答えの中にも、市として経費面や検査結果の取り扱いが大変難しいという御回答ですので、やっぱりこれは県とか国とかいう方向づけも検討していただきたいということです。今、ぎふクリーンという登録制度がございますので、それも視野に入れながら、いろいろな方面で安全・安心な農産物が提供できるような御指導をお願いいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

2番目の通学路の安全、自治会からの要望とか申請が出ている件についてお尋ねをいたします。

学校の通学路には、道路幅が狭い、河川が並行しているために車が来てもよけるのに危ないというようなこと、また夕方とかとに人通りが少ない危険な箇所もあると思います。それに対して、父兄、自治会、学校等から通学路に対しての安全等の要望、いろいろな御意見もあり、要望・申請も出ていると思いますので、その件についてお尋ねをいたします。

1点として、通学路の安全、改修についての考えは、教育長さんにお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

それでは、ただいまいただきました通学路の安全、そして改修についての考えにつきましてお答えをしたいと思います。

まず、安全についてでございますけれども、子供たちが毎日行き来いたします通学路でございますので、議員御指摘のように道路状況や、そして交通事情、さらに防犯面からも、でき得る限り安全な経路設定に、各学校長が責任を持って決定をしておるところでございます。

これら通学路の安全管理につきましては、地域の方々の御協力による登下校指導、そして「子ども110番の家」がございますけれども、地域ぐるみの見守りを実施いただいておりますので、今後につきましても、引き続き、学校と地域が一体となりました子供達の安全確保をお願いしていくつもりでおるところでございます。

続きまして、通学路の改修についてでございますけれども、各学校とも事故や災害などによる突然の道路状況変化に伴います改修だけではなく、より安全な通学路の確保を目指しました長期的な改修計画にも対応するため、地域の方々の協力を得ながら定期点検や情報収集に努めてきていると

ころでございます。それらが集約されて出されてまいります自治会からの改修要望でございますけれども、迅速かつ計画的に実施され、安全な通学路が確保されますよう、教育委員会といたしましても関係部署との連携に今後も努めてまいりたいと、そんなふう考えているところでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬明義君。

11番（村瀬明義君）

御回答ありがとうございました。

今の御回答の中にも「子ども110番」ということが出てきました。これは以前から行われていることでございますけれども、その110番についての運営の仕方、そしてまたそれに対してのいろいろな苦情というんですか、申し込みというか、ここが悪いとかというようなお願いがあると思いますが、そういう実績について把握できることがございましたら御回答をお願いいたしたいと思っております。

議長（後藤壽太郎君）

白木教育長。

教育長（白木裕治君）

子ども110番の実態についてということでお答えをさせていただけたらというふうに思っておりますが、登下校時に万一不審者と遭遇したり、そんなような場合に子供たちが駆け込むことができる「110番の家」でございますけれども、現在のところ、全市内で385軒のお宅に御協力をいただいております。

そして状況でございますけれども、平成20年度、子供たちが駆け込むような事態でございますが、南部の小学校で1件、そして同じく南部でございますけれども中学校で1件起こっております。しかしながら、この110番の家だけではなくて、子供たちは近隣の御家庭にも御協力を得ておりますので、そこで協力をいただきながら、保護をしていただくと同時に、学校、そして警察へも連絡をいただいて、この2件につきましても事なきを得ているところでございます。

今後につきましても、引き続き、地域の方々の御協力を得ながら見守り体制を充実させていきたい、そんなふう考えておるところでございます。よろしく申し上げます。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬明義君。

11番（村瀬明義君）

いろいろ地域の方との連携をとりながら、子供の安全ということで把握して、それに対策を練っていただいているということで、ありがたく思います。そのようなことで、よろしく願いをいたします。

そして回答の中にございました、地域の方々の協力を得ながら定期点検とか情報収集に対して、

またその対策を練られるということですけど、その情報集約はどのような実態で、どのような方法で把握をされているのか、そこのところをお伺いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

白木教育長。

教育長（白木裕治君）

定期点検、そして情報収集ということにつきましてお答えをさせていただきたいと思います。

定期点検につきましては、各学校とも、これは小学校も中学校もでございますけれども、月に1回程度でございますけれども、教職員によりまして実施をしているところでございます。

また、学校での情報収集につきましても、もちろん教職員が実際に歩いたりとか、そういうことも含めてでございますが、さらに地域の方々による御協力を得ながら、登下校指導、そしてPTAの方々による交通当番とか巡回パトロール、こういうところで情報をつかんでいただいたものを学校の方にいただき、対応させていただいているところでございます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬明義君。

11番（村瀬明義君）

そういうことで収集されて対応されているということですので、よろしくお願ひしたいと思うんですけど、その中で、教育委員会を中心に各部署と連携をとって対応されるということだと思っておりますが、その連携の方法はどのようにされているのか。思うに、文書的に言って終わりとか、また各課が一応寄って、そこで相談して優先的に決めていろいろな対応をするとか、そういう問題もあると思うんですけど、どのような連携方法をされているのか、お尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

白木教育長。

教育長（白木裕治君）

関係部署との連携ということでございますけれども、突然の交通事故とか災害によります道路損壊、そういうものにつきます道路とかガードレールにつきましては産業建設部の建設課と、そして道路標識とかカーブミラー、こういう交通安全施設の損壊等もございますので、こういうものにつきましては総合企画課と、情報をいただき次第、教育委員会の方といたしましても、調整を図りながら迅速に対応をさせていただいているところでございます。

それからまた、それ以外の課でございますが、用地管理課とか上下水道課、そして都市計画課とか、そういうところにも教育委員会といたしましては、学校の方から通学路、最終的に5月に決定されてきますけれども、その通学路もすべて周知させていただく中で、道路工事、そういうものについての情報もいただいておりますが、それをもとに現場へ出かけて、一部変更を考えたり、そんな対応を事前にとらせていただいているところでございます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬明義君。

11番（村瀬明義君）

いろいろ詳しく、それぞれの対応ということで、いろいろ迅速に行っていただいているということで了解をいたしまして、教育長さんへの質問は終わりますけど、念のために、もう一度市長さんに子供たちのお尋ねをしたいと思うんですけど、子供たちの通学の安全のために今年度の予算、非常に多く取り組んでいただいておりますこと、まずこれをもってお礼を申し上げます。まだまだこれから安全対策、いろいろな要請も出てくると思うんですけど、市長さんのこれからの計画的な考え方をお尋ねいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの答弁を藤原市長に求めます。

市長（藤原 勉君）

それでは、御質問にお答え申し上げます。

これからの日本を背負って立つ、また本巣市を背負って立っていく子供たちの安全・安心の確保というのは、本当に最大限配慮しなきゃいけないことだというふうに思っております。そういったことで、いろんな事業で子育て支援、また教育環境の整備というようなことで新年度も充実させていただいておりますけれども、その一環として通学路の整備も事業費として組ませていただいております。

先ほどから教育長の方からいろいろ御答弁いただいておりますように、地域と連携をしながら、子供の安全・安心の確保を図っていかなくちゃいけないというのは当然のことでございますし、そしてそれに我々市政を預かる者にとりましても、そのための環境整備もしっかりとやっていかなくちゃいけないというふうに思っております。

そういったことで、これからも教育部局とも連携をとりながら、通学路の安全・安心の確保、また、もし歩道等の整備が必要なものがあれば、そういった通学路の整備もしていくというようなことで、これからも可能な限り整備に努めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬明義君。

11番（村瀬明義君）

たくさんいろいろな検討をしていただき、また実施に向けての御回答をいただきましたので、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

ここで暫時休憩をいたします。

再開を10時40分からいたします。よろしく申し上げます。

午前10時16分 休憩

午前10時40分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

続きまして、21番 鵜飼静雄君の発言を許します。

21番（鵜飼静雄君）

それでは、今回は4点通告をしておりますので、順次質問をいたします。

一問一答方式のやり方にこちら也十分なれていない部分もございますが、執行部もそうだろうと思います。なるべく簡潔に答えていただければ結構でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、第1問であります、緊急経済対策についてお伺いをいたします。

御承知のとおり、世界経済が急速に悪化する中で、その影響が我が国にも大きな影響を及ぼしてきています。特に非正規雇用の首切りとか、あるいはさらにそれが正職員にも及ぶというような事態になってきています。この間の経済状況を見ていて、幾つかの日本経済の脆弱性といいますが、問題点が浮き彫りになってきたと思います。

その中で二つだけ申し上げるとするならば、一つは、10年前から派遣をどんどん拡大してきた結果、今悲惨な状況が生まれてきているということが言えると思います。

もう一つは、そうした場合のセーフティーネットが一応形としては制度化されていながら、それが機能しないという状態が生まれているのではないかと、このことが如実になってきたのが最近の社会状況だろうというふうに思っています。

それはそれとして、そういう状況の中で、国を初め各自治体も緊急経済対策、あるいは緊急雇用対策等、さまざまな対応をしてきているのが現在であります。本業市においてもそうした取り組みをし、さらには新年度においてもさまざまな対応をしようとしているところであります。

そういう状況の中で、3点お伺いをしたいわけであります。

その第1点は、まず市内の実態調査をきちんとして、即応できる体制をつくっていくことが必要だというふうに思っています。そうした点で、これまでどのような取り組みをされているのか、またこれからどうしていこうとされているのか、この点についてまずお伺いをしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

ただいまの御質問の実態調査についてということでお答えさせていただきます。

ハローワーク岐阜の求人・求職のデータでは、昨年10月は1.23倍、今年1月は1.00倍となっております。0.23ポイント減少しております、今後も雇用情勢は下降局面にあるとハローワーク岐阜

では判断しております。

そうした中、県の調査依頼に基づき、市は商工会と連携しまして電話による実態調査を昨年11月から今年の1月にかけて、市内の重立った企業に対して実施しました。それによりますと、A、B社は、会社創設以来の業績好調で求人を積極的にしている。C、D社は、買い控えによる販売不振でアルバイト従業員を削減しております。また、E、F社につきましては、特殊な製品であり、景気に少しは左右されるが業績は好調であります。G社につきましては、テナントの撤退はありますが、新形態の店舗展開をしていると。その他の数社につきましては、会社の事情であり、回答はいただけなかったということであります。以上が実態でございます。

市内におきましては、経済の悪化により影響を受けている企業は若干ありますが、国内でもトップクラスの特殊な技術や製品開発を持ちまして、堅実で安定した経営をしている企業が多く、今の段階で経済悪化に伴う工場閉鎖や廃業ということは聞いておりません。今後におきましても、市内の企業の動向の情報収集をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

今、答弁いただきましたとおり、岐阜管内においてはハローワークはだんだん下がってきているとは言いながら、とりあえず今の段階ではまだ有効求人倍率が1.0ということで、岐阜県内でも東濃などと比べるといい方だという状況でございますが、先ほど部長の話にありましたように、前月、さらに前々月と比べていくと、徐々に下がってきているということは事実です。そういうことから考えれば、特に今月末、あるいは新年度になってから、さらにその影響がいろんな形で出てくるだろうというふうに想定をされます。最後に、今後、引き続き調査をしていきたいということでございますので、幅をさらに広げて調査を続行してほしいということだけ、この点については申し上げておきます。

そこで2番目に移りますが、2番目につきましては、1番目にお伺いしたように、今の段階で即全国的に問題になっているような深刻な事態に、少なくとも本巣市内の企業においてはなっていないということはあるかもしれませんが、市外に勤めている人においてはそうした影響が生まれてきているのも事実だろうと思うんですね。

例えば、隣の大野町のパナソニックが撤退をすると、そうすると本巣市内からどのくらいの人がそこに勤めているか、わかれば教えてほしいと思いますが、それなりの数の人が行ってみえると思うんですね。そうした人たちは、じゃあどうなっていくんだろうということを考えてみたときに、派遣切りに遭って、あるいは派遣とは限りませんけれども、リストラに遭って、じゃあ、これからの生活をどうしていったらいいのか、これからの仕事をどうしていったらいいのかということについて悩んだときに、どこへまず相談に行ったらいいのかということが問われているだろうと思いま

す。

そこで、本巢市においても、単に相談窓口というよりも総合的な相談窓口を設置して、こうした問題について機敏に対応できるような体制づくりが今求められているのではないかというふうに思っています。

既存の組織で、例えば福祉関係であれば健康福祉部へ行っていただければ対応できる、雇用関係であれば産業建設部の方に行けば対応できるということではなしに、一つのところへ行けばすべてについて対応してもらえる、そういうような総合的な相談窓口の設置が求められているというふうに考えていますが、その点はどうかということと、もう一つ、こういう状況の中で生活が困窮してきた場合、困窮者に対してどういう対応をしていくのかということが問われてまいります。

ことしの2月2日付で岐阜県の健康福祉部長から各市の福祉事務所長あてに、「生活保護制度の適正な適用について」という文書が送られました。もちろん、見ておられると思いますが、時間の関係で細かいことは省きますけれども、この「生活保護制度の適正な適用について」という文書を私は見まして、まず思ったことは、適正な適用ということを言わざるを得ないような状況が現にあると、残念ながら。という、適正な適用なんていうのは当たり前の話なんですね。でも、そのことをあえて言わざるを得ないような状況が生まれていると。本巢市で生まれているという意味ではありませんけれどもね。だから、こういう状況があるということが一つと、そしてその中にこんなことが書いてあります。「相談者に対し、各種緊急雇用対策支援施策の紹介を行うと同時に、生活保護制度についても十分な説明を行い、保護の申請意思がある相談者に対しては、速やかに保護申請書を交付し、申請手続について助言を行うなど、適正な窓口対応に努めるとともに、要保護者に対しては速やかな保護決定を行う」というような趣旨でこの通知が出されているということです。

先ほど申し上げたように、今すぐ特別な体制をとらないと対応できないというような状況になってはいないと思いますけれども、しかし、新年度になってさらに影響がじわじわと押し寄せてくる。そのときになって、じゃあどうしようということでは手おくれになる可能性があるので、今からどういう体制で臨んでいくのかということについてはきちんとしていく必要があるし、こうした生活困窮者に対する支援体制もどう構築していくのか、このことも先ほどの相談窓口と同じように、今からやっていく必要があるだろうというふうに考えています。その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を小野副市長に求めます。

副市長 小野精三君。

副市長（小野精三君）

ただいまの相談体制の確立並びに生活困窮者の支援についてお答えいたします。

市民からの雇用、住居、生活保護の問い合わせ、相談につきましては、現在のところ、雇用、住居についてはございません。

生活保護に関します相談につきましては、平成21年2月末で20件となっており、対前年比で8件

の増加でございますが、20件中1件が失業に伴う相談で、これは1月にございました。

このような市内の状況でありますので、今後の推移を見守り、必要に応じて相談窓口を設置し、相談体制の確立を図ってまいりたいと考えます

また、生活困窮者に対しましては、既存の制度の中で最大限の対応をしていきたいと考えております。

なお、冒頭御指摘のありました大野町のパナソニックの関係でございますが、パナソニック岐阜工場へ市内から勤務しています正社員の数を確認したところ、40名でございます。派遣社員は、なしということでした。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

今の答弁で基本的に了解いたしますけれども、基本的にと言いましたのは、まだそうでない部分が少し残っているということなんですが、必要に応じて相談窓口についても考えていくということでもありますけれども、必要が生じてからでは、私、先ほど申し上げたように遅いと思うんですね。今の経済状況というのは、まだこれから何年も続く可能性があるというふうに言われています。であれば、今好調であっても、あるいは調べられた以外の企業についてもこれからどうなっていくかということがわからない。さらに、市外の企業に勤めている人がどうなっていくかという心配というのは、正直なところ、これは杞憂ではないと思うんですね。現実に起こり得る心配だと思うんです。であれば、それに合わせて、今からきちんと体制づくりをしていくことが必要だと思うんです。そういう意味では、必要が生じてからということではなしに、俗に言う臨戦態勢といいますか、そういう思いを持ってやっていく必要があるというふうに考えています。その点だけで結構ですので、改めてお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

小野副市長。

副市長（小野精三君）

ただいまの御質問でございますが、市民の方の雇用情勢を踏まえまして、状況の変化に即応できるような体制を整えてまいりたいと考えます。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

じゃあ、これはそういうことで結構でございます。

ちょっと時間配分が難しいですね。3番目、これは簡単におきます、時間がありませんので。新年度における地域活性化・生活対策臨時交付金というのがございますが、30%が基金で新年度で

使われますが、文字どおりこれは地域活性化、そして生活対策の臨時交付金ということなんですが、実際には地域活性化の方にほとんど重きが置かれ、生活対策の方はなかなか念頭にないというのが現実ではないかと思います。これは本巢市だけではないだろうと思いますけれども。でも、本来の趣旨からすれば、これは生活対策、あるいはソフト、いろんな面に使える交付金でありますので、その使用については、もう予算化されているので、それをまた変えよということは現実には不可能だとは思いますが、本来ならばなかったはずの交付金があるわけですから、一般財源をソフト面、あるいは生活対策にさらに振り向けるということは合理的な考え方ではないかというふうに私は思っています。

ちなみに、よその例を見ておりますと、まだ一部分でありますけれども、内容のよしあしは置いておきまして、例えばプレミアム商品券の発行、ブロードバンド工事の実施、または消防法の改正で火災報知機が義務化されておりますけれども、この購入に対して補助をする、あるいは住宅リフォームの助成をするというようなところも生まれてきています。これをやれと言っているわけじゃありませんけれども、こういうことも例にしながら、生活対策にもそれなりの配慮をすべきではないかというふうに考えています。その点についてのお考えをお伺いします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を小野副市長に求めます。

小野精三君。

副市長（小野精三君）

地域活性化・生活対策臨時交付金の方針についてお答えいたします。

地域活性化・生活対策臨時交付金につきましては、地域活性化等に資するきめ細やかなインフラ整備などを進めるために、国の平成20年度第2次補正予算におきまして創設された交付金制度でございますが、交付額のうち、3割を上限に新年度事業へ活用することが認められております。

本巢市の新年度事業への活用内容といたしましては、交通安全対策として小・中学校の通学路整備に係る測量設計費と工事費に6,560万円、また生活排水対策としまして、用悪水路整備に係ります工事費として280万円を計上しております。

議員御指摘のとおり、本交付金は、ソフト・ハード両面への活用が認められておりますが、本巢市といたしましては、交通安全対策や生活排水対策に係るハード面での活用を優先しましたので、ソフト事業での活用の計画はございません。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

計画がないのは承知の上で申し上げておりますが、だから、本来ならばないわけですね。一般財源でやるべきところを公費を使ってやったということになれば、本来の部分があくわけですね。その部分のどれだけかは生活対策ということで使うことが可能ではないか、そういう発想を持って

もいいんではないかということで質問しているわけですが、その点のお考えはどうでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

小野副市長。

副市長（小野精三君）

この制度が1年限りの事業ということでありますので、後年度に負担のない、単年度で実施ができる事業を行うということとしましたが、今後、本業市におけます市内の雇用情勢の悪化等に伴いまして、生活支援といった対策が必要な場合には検討してまいりたいと考えます。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

それで結構です。

それでは、2番目に移ります。2番目は幼稚園の整備計画についてということであります。

これまで繰り返し繰り返し保育園の、あるいは幼稚園のをまとめて質問しておりましたけれども、今回は特に糸貫の幼稚園に限定して質問をしたいと思います。

新年度予算で、幼稚園について耐力度の調査、あるいは耐震診断を予算化されています。そのこと自体を否定するつもりはありませんが、整備計画を考えていくときに、過去の経緯を十分踏まえていくことが必要であります。御承知だとは思いますが、糸貫幼稚園は、平成13年に変わったんですから平成12年までは、2保育園、1幼稚園、5歳児が幼稚園という形でありました。幼稚園をなくして、そして保育園を幼稚園という形にして、やり方については基本的には幼稚園が主体になっておりますけれども、いずれにしても、13年から幼稚園体制にすることによって、単純に言えば子供の数が1.5倍になった、一つの施設においてということが言えるわけであります。であれば、結局、施設的に狭隘化するというのは当然のことです。それなのに、なぜ幼稚園化をしたかといえば、数年後には建て直そうという計画があった、その前提で幼稚園化を進めたわけです。

ところが、合併によってこれが延び延びになって現在に至っているというのが実態です。そうした経過を十分踏まえて、これからの対応を考えていく必要があるということで、今回は糸貫の幼稚園の問題について質問をしたいと考えているわけです。

その第1番目として、今申し上げたように施設の狭隘化が顕著になっているというふうに思っています。そこで、市内のほかの幼稚園、あるいは保育園と比べて、その状況はどうかをまずお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

それでは、ただいまの議員の御質問に御回答を申し上げます。

本巢市内には公立保育園5施設、幼稚園1施設、幼児園2施設の、総計8施設があり、平成21年4月から1,063名の園児が通園する見込みであります。

保育園の保育室等の面積基準は、児童福祉施設最低基準に定められ、また幼稚園・幼児園の保育室等の面積基準は、幼稚園設置基準で定められております。このため、市内8園を同一の基準で比較することは適当ではないと考えますが、保育園基準で比較した場合、8施設を平均しますと、保育室は園児1人当たり2.2平方メートルとなり、基準を達成しております。これを各園別に見ますと、本巢保育園2.49平方メートル、本巢西保育園3.70、神海保育園3.97、真桑保育園2.05、弾正保育園2.63、真正幼稚園2.13、糸貫東幼児園1.88、糸貫西幼児園1.82になる見込みであります。よって、保育室が基準値、園児1人当たり面積1.98に達しない施設につきましては、糸貫東・西幼児園の2園であります。

なお、グラウンドの面積基準につきましては、8施設を平均しますと園児1人当たり10.58平方メートルとなり、すべての園におきまして、基準値園児1人当たり面積3.3平方メートルに達しているということであります。

以上のような状況であります。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

今、保育室の面積について、糸貫の幼児園が基準に達していないというふうに報告がありました。基準というのは、あくまでも最低基準なんですね。だから、最低基準にさえ達していないというふうに言えるわけであります。

さらにグラウンドについては、最低基準が1人当たり3.3平方メートルですので、それはクリアをしているというふうには言えますが、本巢市内の一番多いところは、山の方に行きますと、正直言って児童数の減少もあって1人当たりが多くなるということはあるかもしれませんが、例えば、いただきました資料によりますと、弾正保育園は1人当たり13.47、本巢保育園は13.39、糸貫東幼児園は6.46、西幼児園は6.70というふうになっています。こうした数字を見ても、糸貫の幼児園が他施設に比べて、置かれている状況が非常に均衡がとれていないということは明らかだと思います。その原因は、先ほど申し上げたように、新しく施設をつくるという前提で幼児園化をしたということがあります。そのことを十分踏まえた上でこれからの整備計画を考えてほしいということで、2番目に移るわけではありますが、これについてこれまで繰り返し質問してきて、市長は、一昨年12月の整備計画について、頭に入れながら考えていくんだというふうに述べられています。さらに、施政方針においてはこのように述べられています。「保育園、幼児園の耐震診断、耐力度調査を実施し、施設ごとの適切な整備方法を検討してまいります」と。また、市政総点検結果報告案によりますと、保育園の統合についてはどのような計画になっているのか、これは恐らく本巢の話だと思いますけれども、いずれにしても、それに対する答えの中で市政の方向性として、財政計画

の中で施設建設の時期、場所等について検討を行っていきますというふうに書いてあります。一般的に見れば、これはそうだろうというふうになるかもしれませんが、私は違和感を持ちます。違和感を持つ原因は、先ほどから繰り返している過去の経緯があるわけですね。それを踏まえた上で、ぜひ明確な方針を示していただいて、やっぱり関係住民が安心できるような状態にしてほしいということで、今回は特に具体的な数字的に明確にできる幼稚園の問題で申し上げているわけですが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

保育園と幼稚園の整備ということでお答えを申し上げたいと思います。

この件につきましては、今までずっと何回も御質問があってお答えをしてくれておまして、その都度、先ほど議員御指摘のような答弁をさせてきていただいております。また、再度改めて申し上げます、保育園、幼稚園施設というのは、子供が昼間の多くの時間を過ごすということで、小・中学校と同様に、地震等の災害に即応した安全で安心できる施設整備というのが必要であると、こういうふうには基本的には考えております。

このため、昨年12月の一般質問でもお答えいたしましたとおり、できる限り早く旧建築基準で建築した保育施設の耐震診断、それから耐力度調査というのを実施したいということで、今年度の当初予算に調査費を計上させていただいております。

また、保育に当たりましては、今の施設の強度と、またもう1点、違う観点からも見ていかなきゃいけないと。今、先ほど議員御指摘のように、物的・人的にも市内の八つの園の園児ができるだけ同一水準で保育を受けられるというような、保育環境の整備というのもあわせて進めていくことも必要であるというふうには考えております。

先ほど部長がお答えいたしましたとおり、園児1人当たりの保育施設基準面積というのは、市全体の八つの施設の平均では基準面積を達成しております。これについては議員の認識では最低基準云々と申されておりますけれども、私ども行政を預かる者は、やはり最低基準値、法律で決められた基準というのをまず達成するということが最低でございます、それ以上どんどん大規模がよければ、それにこしたことはないんですけども、いろんな観点からなかなかそういう大きいものをつくるということはできません。ですから、基準面積というのを絶えず前提にしながら考えていかなきゃいけないというふうに思っております。そういう中で、各園別では、糸貫西・東幼稚園のみが基準面積を下回っている状況でございます。

ですから、今後の施設整備に当たりましては、今回の予算でお願いしております耐震診断等の調査結果にあわせ、また施設の水準と、今お話しございました、そういった水準も勘案しながら、施設ごとに最適な整備方法というのを検討して、計画的に施設整備を進めていきたいというふうには考えています。時期等々の、いつどうのというものは、今現在、検討しております。

以上でございます。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

市長がかわることによって、今まで計画していたことが変わるということは幾らでもあることですね。市政総点検ですので、保育所、あるいは幼稚園の建設整備計画についても総点検の一つであろうというふうに思います。だから、そのことはあえて否定はしませんけれども、しかし住民に対してもきちんと明記、明確に示されている内容、あるいはもう議会に対してもいついつやるということできちんと示されているものについて、それが、じゃあどうなっていくかということについては、今最後に言われた、時期についてはまだ何とも言えないというような段階だということでありますけれども、それでは残念ながら、なかなか住民は納得し切れないんじゃないでしょうか。少なくとも東幼稚園について言えば、23年度新築工事ということで、もうオープンにされているわけですね、前の計画が。それが不合理であるということであれば、どこが不合理であって、だからこの点は改めてやり直すんだというふうに具体的に示さなければ、単にこれはいつできるかわからんという不安をあおるだけになってしまうんじゃないかというふうに思うんです。

耐震診断等をやられるならばやられるで結構ですけれども、じゃあ、それをいつまでにやって、いつどうしていくかという計画について、きちんと示すのかということについても明らかにする。同時に、やっぱりそれは進行しないと、これから調査をしましょうだけでは、今までの経過からすればとても納得ができないんじゃないかというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

議長（後藤壽太郎君）

藤原市長。

市長（藤原 勉君）

再度御質問いただきましたので答弁いたしますけれども、基本的には何度も何度も申し上げておりますように、施設のしっかりとした耐震診断等を踏まえて、そして今の保育の水準を同一水準でやるといった基本的な考え方、二つのものを頭に入れながら、今御指摘のあった、前のときに計画として出されておるといふ計画については、この二つの点を勘案しながら計画的に整備を進めていくということぐらいしか今の時点ではお答えできません。あとそれ以上の何年何年という時期を区切るということは、今現時点では、そういった調査の結果も踏まえてしっかりと対応してまいりたいと思っております。以上です。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

念のために申し上げますが、糸貫幼稚園について、旧糸貫の保育園ですね、耐震調査等を

しなかった理由というのは、先ほど申し上げたように、もう新しくつくるという前提があってやらなかったわけですね。だから、そういったことも十分踏まえるということが大事だということと、じゃあ、最後にこれだけお伺いしておきますけれども、耐震調査等については1年かかってやるつもりなのか、例えば上半期でやって、その上に立って後半には少なくとも計画を具体的に考えていきたいというふうに理解しておけばいいのか、そのあたりはどうでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

藤原市長。

市長（藤原 勉君）

耐震診断とか耐力度の方は、できるだけ早くやって、その結果を踏まえて今後の施設整備に生かしていきたいと思っております。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

もう一つ明確にしてほしいのは、だから早くそれをやって、来年度中にそういった計画を立案していくというふうに理解しておけばいいのか、計画の立案は、あくまでも22年度でなってしまうのか、そのあたりの思いはどうでしょう。

議長（後藤壽太郎君）

藤原市長。

市長（藤原 勉君）

小・中学校の耐震診断のときと同じような形で、できるだけ早く調査をして、その結果を踏まえて新年度以降に、もし必要だということが出てくれば、計画的な整備の中で頭に入れながら進めていくということでございます。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

時間の関係がありますので次に移ります。

3点目は、通学路の安全対策についてであります。通学路の安全対策の中で、とりわけ交通安全にかかわる問題についてお伺いをしたいと思います。

まず、これについて教育委員会にお伺いいたします。

1番目でありますけれども、通学路の危険度の調査は一体どのように行われているのか、その実態はどうかということをまずお伺いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 杉山勝美君。

教育委員会事務局長（杉山勝美君）

それでは、危険度の実態把握について教育委員会の方から御答弁させていただきます。

議員御質問の通学路における危険度の実態把握についてでございますが、教育委員会では防犯上の観点や交通事情等から、危険な箇所がないか、子供の視線から確認していただくよう指導しております。

また、学校においては通学路を明確にし、通学路として決定する必要があることから、実際に教職員やPTAが現地を歩いたり、月1回、定期点検を実施したり、保護者や自治会の多くの方から意見を集め、また交通安全指導日における教員の街頭指導等を行うことにより現状把握に努め、安全であるとの確認の上、教育委員会へ報告をいただいております。

特にそれぞれの小学校では、毎年4月から5月にかけて新1年生が加わった新編成の通学班で通学路を集団登下校しております。その間、通学路の交通事情が変化していくこともあり、実際に通学路を歩いてみた保護者や教員、地域の方々から危険ではないかと指摘される箇所もあり、PTAや地域の方の協力のもと、校区内の危険箇所の周知を図るため交通安全マップを作成している学校もございます。

きょう、お手元にちょっと持ってきましたが、これが一つの例でございます、これが席田小学校の関係でございます。管内図にこういった危険箇所を写真で網羅して、保護者とか、学校は当然ですが、そういったところが所持しておるといふものでございます。

このように教育委員会といたしましては、登下校時の安全対策について、交通事情、それから道路状況等の実態把握に努めておるところでございます。よろしくお願いをいたします。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

再度お伺いしたいのは、通学路の安全、あるいは通学路の指定について、今のお話ですと、教育委員会、あるいは道路の安全上の問題がありますので、産業建設、あるいは企画部、そういったところが加わってやっているわけではなくて、学校、PTA、地域でやっているというような状態がありますけれども、私は通学、特に交通安全対策上の問題を考えてみたときに、通学路の選定についても、そういったほかの行政もいろんな形でかかわった方がいいんじゃないかというふうに思うんですね。先ほど話がありましたように、実際に地域の人、あるいはPTAが見て回って、やっぱりここは危ないんじゃないかというような声が出たという話であります。そうであれば、なおさら最初の設定の段階でそのことを踏まえてやった方がいいんじゃないかというふうに考えますが、どうでしょうかというのが第1点と、それと実際に今危険なところが幾つあります。私は糸貫ですので、いろいろ見てきた中で、特に糸貫の例だけ二つ申し上げますと、席田小学校について言えば、北の方の子は、通学路は、旧県道、根尾街道を北上するわけですね。ほかに適当なところがないの

であそこを通るわけでありますけれども、あそこは正直申し上げて危ないのではないかというふうに私は思っています。

それともう一つ、糸貫中学校について言えば、三橋郵便局の南側、要するに303のところが通学路になっていますね。あそこも非常に危ないというのが学校側からも言われておりますし、私もそう思います。そういうような本当に危ないなというところが現実にあるわけですね。それは教育委員会全体としては大抵把握しておられると思いますけれども、そういったものに対して、じゃあ、どういうふうに対応していくかということは、これからの課題だと思うんです。

そこで、よその例をいろいろ見ておきますと、あるところでは教育委員会が主体となって通学路の安全対策推進行動計画というのをつくっているところがあります。すなわち、教育委員会が主体となってやっているわけであります。

村瀬議員に対する答えの中で、各部署と連携してというふうに言われましたけれども、もちろん連携は当然なんでありますけれども、連携したときにどこが主体になってやっていくかということが大事なんですね。同列で連携していても、どこも責任を持たないという形になりかねない。だから、その点では教育委員会として行動計画を立てて、3者といいますが、関係部署と連携をとり、その中で実際に教育委員会が指導していくのか、あるいはほかのところは指導してくのか、それはそこで相談していただければ結構ですけれども、そういった具体的な動きをしていくことが今求められているのではないかというふうに思いますが、その点についての考えをお伺いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

杉山教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（杉山勝美君）

今の件の御答弁でございますが、私どもこれまで通学路にかかわっているいろいろ作業をやっておりますけれども、やはり議員御指摘のように、若干教育委員会が手薄と言っては語弊がありますけれども、もう少し踏み込んだ形で対応できる部分があったかなあというようなことも常々思っております。

今後、関係事業課が特に多いと思いますけれども、そちらとの連携をまず強固にしながら、議員御指摘のような形で次年度にいろいろと検討していきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

それでは、2番目の産業建設部、あるいは企画部に対する質問に移ります。

まず、それぞれの部署での通学路の安全対策についての取り組み状況を、まずお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を山田産業建設部長に求めます。

産業建設部長（山田英昭君）

通学路の整備計画ということでございますけれども、平成20年度に国からの照会がありまして通学路調査を実施しております。調査内容は、40人以上の児童が通学する路線、または半径1キロ以内を条件とした通学路の延長を求めるものでございます。

調査結果につきましては、市内の八つの小学校の通学路延長につきましては48キロメートル、そのうちの歩道整備延長は3.1キロでございました。

市としましては、その調査時に作成しました通学路網図から自動車交通量の多い箇所の3.5キロの歩道整備を特定交通安全施設等整備事業として実施することができる採択要件を整えましたので、今後、順次計画的に整備を図りたいというふうに考えています。以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

続いて、高田企画部長に答弁を求めます。

企画部長（高田敏幸君）

それでは、通学路の安全対策につきまして、企画部としての取り組みにつきまして説明させていただきます。

まず、自動車運転手に注意を促すような看板の設置ですとか、路側帯と車道の区別をするための外側線の設置などを要望に応じて行っております。

また、信号機、あるいは横断歩道などの設置につきましては、地域からの要望を踏まえまして、通行車両を調査しまして公安委員会に設置を要望しておるところでございます。

いずれにしましても、今後とも通学路の実態を踏まえまして、関係機関と連携をとりながら安全対策に努めてまいりたいと考えております。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

今回、この問題を特に取り上げました主要な問題を、もう時間がありませんので端的に申し上げますと、村瀬議員に対する答弁の中で教育長が自治会要望をもとにというふうに言われました。でも、私の思いは、自治会要望というよりは、子供の通学路の問題は別枠の問題として考える必要があるのではないかと。それは関係部署がきちんと対策会議なりを設けて、整備計画を立てて、自治会要望とは別枠として予算化をしてやっていく。地域には、こういうことでやりたいということで、もちろん連絡すればいいし、それはすべきだと思いますけれども、要望がないところはやらないという話ではないので、別の形で物事を進めていく必要があると思うんですね。そのためには、先ほど申し上げたように、教育委員会が主体になっているところもあるし、建設関係が主体になっているところもあります、自治体によっては。だから、どこが主体でもそれはいいんですけども、単に連携というだけではなく、どこかがきちんとリーダーシップをとって、そうした対策会議なり、

あるいはプロジェクトチームをつくるなり、そうした体制をつくって、予算も別枠としてやらないと、現実的にはなかなか進まないのではないかと。

先ほど産業建設部長が言われた国の特定交通安全施設等整備事業も私は見ましたけれども、あれも本当にきめ細かな通学路の対策にはならないですね、残念ながら、だからそれはそれとしてやっていただければ結構なんですけれども、本当に全体としてきちんと整備しようと思ったら、そのあたりを特別な体制をつくっていく必要があるというふうに考えています。そのあたりでは、産業建設部長にそこまで言わせるのがいいかわかりませんが、現実的には行動の上では産業建設部が中心になると思われまので、そういった観点についての考えをお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

山田産業建設部長。

産業建設部長（山田英昭君）

御意見のありましたとおり、通学路の整備につきましては、やはり計画的に進めるということは当然必要だと思っております。そういったことで関係各課が調整する場を設けて進めていくということは必要なことだというふうに認識しておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

〔21番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

産業建設部長の立場でこれ以上は言えないと思うんで、要請だけしておきますけど、先ほどから繰り返しておりますけれども、教育委員会、企画部と話し合いながら、どういう形が一番いいのか。整備計画も、じゃあどういう形で進めていくのかということをお早急に詰めて、また新年度になって通学路が決定されてきますので、その中で山田部長が中心になってやってほしいということを要請しておきます。

では最後、4番に移ります。これは肺炎球菌とか、あるいはヒブへの対応ということで、あまり耳なれない言葉だと思います。特にヒブについては、私も正直なところ最近知ったところでありま。時間の関係がありますので、これは具体的にどうこうというよりも、とにかく認識を新たにしたい。自分も含めてですけれども、認識を新たにしたいという後対応を考えていってほしいということでございますので、一応質問については私は市民環境部長にという思いがあってそこへ書きましたけれども、直接の担当は健康福祉部長ですので、健康福祉部長が答えたいということでございますので、よろしくお伺いしたいと思います。

肺炎によって亡くなる方というのは、またふえてきているんですね。市の健康増進計画の中の死亡原因別割合を見ますと、昭和60年には4.5%が肺炎で亡くなった。平成17年には7.2%というふうに増加をしています。人数的には10人から24人ということでありま。いずれにしても、全国的にも肺炎による死亡がふえてきているということは言われています。その肺炎の原因は、ウイルスと細菌がありまして、その細菌の中の約7割から8割ぐらいをこの肺炎球菌というのは占め

ているというふうに言われております。肺炎球菌は、ワクチンの接種によっておおむね退治することができるというふうに言われています。それが肺炎球菌という、特に65歳以上の高齢者に、一生に1回しか打たないというところが多いんですけれども、有効期限も大体5年だというふうに言われておりますので、高齢者は1回打てばいいというようなものだそうでありますが……。

〔発言する者あり〕

で、ヒブについては乳児が細菌によってかかる病気でありますけれども、重症の感染症の場合には髄膜炎などを起こし、ヒブワクチンが導入される前は、毎年600人の子供が大体かかり、二、三十人が死亡、100人以上が後遺症を残すというふうに言われていますが、これもヒブワクチンを接種すれば、もうそれでほとんど根治できるというふうに言われています。市としても、こうしたものについても、ぜひとも対応を考えていってほしいというふうに思っています。その点について、簡潔で結構ですので答弁をお願いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

それでは、ただいまの議員の御質問に御回答申し上げます。

ヒブ・肺炎球菌の予防接種についての御質問であります。乳幼児の血液に侵入し、髄膜に感染する細菌性髄膜炎の予防に大きな効果があるとされております「ヒブワクチン」につきましては、国際的には既に100カ国以上で実施されているという状況であります。

また、日本におきましては、2年前の1月に認可があり、供給されるようになりましたのは昨年の12月からであります。

接種の方法につきましては、生後7ヵ月未満に3回、その後、1年後に1回の計4回行うのが基本であり、接種時期が重なる三種混合と同時実施も可能であるとされております。

このような状況から、副作用や同時実施等での問題点、それからワクチンの供給の状況等を把握し、接種方法、助成方法等につきましては、今後、検討を進めていきたいというふうに考えております。

また、高齢になるほど死亡原因の割合が高くなります肺炎の原因の一つと言われております肺炎球菌に効果があるとされているワクチンの接種についてであります。このワクチンは、1回の接種で5年間ほど有効であるとされており、一度接種しますと副反応が非常に強いため2回目の接種ができないことから、接種する時期が非常に重要であると思われております。

我が国では、このワクチンの知名度が非常に低く、まだ接種率が非常に低いこと、また副反応の観点から現時点では助成の考えはありませんが、肺炎球菌ワクチンについて住民の方に周知をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

21番（鶴飼静雄君）

終わります。

議長（後藤壽太郎君）

ちょっと時間も中途半端ですが、次の質問者もちょっと長くかかると思いますので、ここで暫時休憩をします。

1時から始めますので、よろしくお願いいたします。

午前11時33分 休憩

午後1時00分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

8番 道下和茂君の発言を許します。

8番（道下和茂君）

ただいま議長の許可を賜りましたので、通告いたしました事項について質問をいたします。

根尾地域も、ことしは雪こそ少なかったものの、雪がなくても冬は寒いものでございますが、その冬も終わり、私たちの里、根尾も一年で一番華やぎ、にぎわう季節が参りました。近年、観光客の減少も見られます。私たちの里に元気が出ることは、皆様方が一人でも多くのお客様をお連れ願うことでございます。そのことを皆様方をお願いをいたしまして、質問に入らせていただきます。

最初に、山林整備について、5項目について質問をさせていただきます。

質問の理由の前段は、山林が荒廃した経緯と今後の目指すべき山林施策の方向性を述べさせていただきますが、通告のとおりでありますので省略をさせていただきます。

私は、平成17年3月議会で山林整備について質問をいたしました。そのとき、「多岐にわたる補助交付金制度は、県の指導を受けながら、有効かつ有利な施策について研究し、地域に合った事業に取り組みたい」と市側は回答されました。

そのことを受け、再度平成18年3月議会で質問をいたしました小規模面積の山林の団地化や、間伐材の搬出経費や、作業道開設費用の県補助に市の上乗せ補助についてなど、森林整備事業に反映され、補助金制度の実効性を高め、本市の山林整備が促進されることが重要であり、質問をいたします。

まず1点目に、林政部長にお聞きをいたします。

筆数や地権者の多い山林整備には、一くくりの団地化が有効であるが、補助事業とあわせた推進についての考えをお聞きいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を林政部長に求めます。

林政部長 山田道夫君。

林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

ただいまの山林整備についての御質問のうち、補助事業とあわせた推進についてお答えをさせていただきます。

近年、森林の整備状況は、木材価格の長期低迷や担い手不足などから、山林所有者個人による整備は困難な状況であります。国・県においても団地化による森林整備計画を進めております。

こうした中、岐阜県では、平成19年度から提案型による環境保全と効率的な木材生産のモデル団地を形成するため、環境林と生産林を区分し、目的に応じた効率的な施業を実施するため、500ヘクタール程度のモデル団地を設定して整備する事業として「健全で豊かな森林づくりプロジェクト」や、この事業を推進するため、モデル団地30ヘクタール程度の小規模な団地を設定して整備する「健全で豊かな地域林業チャレンジ事業」を推進されております。

このことを踏まえて、市ではこの事業を積極的に支援するとともに、間伐事業により未整備森林などの整備促進を図るため、平成21年度から間伐材の搬出や間伐材搬出を目的とする作業道の開設経費について助成し、県の補助事業とあわせた事業を進めていきたいと考えております。以上でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

道下和茂君。

8 番（道下和茂君）

林政部長にお聞きしますが、団地化が有効であり、県事業の通称「森プロ」や、この事業を推進するための通称「チャレンジ事業」を取り入れ、積極的に事業を支援して、補助事業とあわせた事業を推進していきたいとお考えをお聞きしましたが、まさしくこの事業が順調に進めば大きなくくりの団地化による整備が推進されます。そのことにより本市の森林も整備が進み、山林の価値や多面的な機能も改善されることはもとより、目的は違いますが、景観的にも期待が持てると考えております。そうした事業を推進するには、事業者の施業計画などを計画・立案しやすい環境づくりも大切なことではないかと思えます。

現在、森林施業計画の作成に必要な森林簿などの貸与制度が県にあります。貸与するメリットといたしましては、施業、経営の集約化促進による施業の効率化、やる気のある事業者の支援、小規模森林所有者が所有する森林の整備促進などが上げられており、現在では貸与条件が同一市町村内で自己所有か、もしくは委託契約などを締結した面積が最低20ヘクタール以上を含む隣接する周辺の10倍の面積までとなっております。こうしたことが県の所管ごとに見解の違いがあるとすれば、統一見解を示されることを市側から求めていく必要もあるのではないかと。もし、そういうことが可能であるなら、各事業者に同一市町村のみに限り貸与の条件を緩和するよう県当局に要望するお考えはございますか、林政部長にお聞きします。

議長（後藤壽太郎君）

山田林政部長。

林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

ただいまの森林簿の貸与条件の緩和を県に要望できないかという御質問でございますが、森林簿の貸与につきましては、県の森林簿等管理要領で規定されておまして、条件の緩和については非

常に厳しいものと思われます。

しかしながら、本巢郡森林組合については、これらの制限規定を満たしていることから、市内のほぼ全域の森林簿の貸与が可能であると聞いております。森プロなどの事業について森林組合と民間の事業者が共同して取り組めば、こうしたことも克服できるものと考えておりますので、県及び市においてもこの事業を共同して取り進められるよう指導しておりますので、御理解を願いたいと思います。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

道下和茂君。

8 番（道下和茂君）

結構でございますので、1 点目を終わりました 2 点目を林政部長にお聞きをいたします。

植林による森林では、育成途上の保育事業が継続し必要であります。分収林などでは、標準伐期の杉で40年から60年とした主伐契約がなされております。公社などが契約更新を行い、杉で80年から100年の長伐期施業や、植林時ヘクタール3,000本から、6 回の間伐を経てヘクタール400本にする非皆伐施業を推進しています。長伐期や非皆伐施業は、持続可能な森林づくりに有効かつ重要な施策であります。

現在、市有林は、管理も含めてどのようになっていますか、また市有林の今後の管理計画をどのように考えておりますか、林政部長にお聞きします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を山田林政部長に求めます。

林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

2 点目の市有林の管理状況についての御質問にお答えをいたします。

市の所有する山林は、平成19年度末現在で860ヘクタール所有しておりまして、そのうち人工林が249ヘクタールで、人工林の森林整備について、合併前は単独事業で間伐や枝打ちなど小規模に実施しておりましたが、合併後はあまり進んでいないのが現状でございます。

これらの山林の中にも、植林されてから長期間経過している森林では100年近い大径木のところもございまして、間伐による生産材の搬出や、クマ、シカなどの皮はぎによる被害の防除などを行う必要があると思います。

森林整備を行うには、森林施業計画を立て、国・県の補助事業を取り入れながら進める方法があるほか、既に林道が整備されているところでは高性能機械での搬出が可能であり、高齢林分での間伐は収入を見込むこともできます。

いずれにいたしましても、整備方法を選択して行うことが市有林の整備につながりますので、山林を所管する担当部署に協議して進めてまいりたいと考えております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

道下和茂君。

8番（道下和茂君）

ただいま答弁をいただきました市有林管理については、平成17年10月に事業者から市有林の整備委託の要望書が出されております。一事業者からの要望でございますが、市有林の整備を行う必要をプロの立場から判断し出されたと私は考えております。委託先の運用は別といたしまして、要望書に対してどのような見解を示され対処されましたか、お聞きいたします。

議長（後藤壽太郎君）

山田林政部長。

林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

市有林の管理状況についての再質問でございますが、市有林の管理委託については、事業者からの要望の取り扱いについて御質問をいただいておりますが、市から委託する事業については、市に在住する事業者を中心に選定し、実施しております。今後もその方針を進めたいと考えておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

〔8番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

道下和茂君。

8番（道下和茂君）

先ほど林政部長から答弁賜りましたが、市有林には100年近い大径木もあり、高齢林では間伐での収入も見込める財産をクマやシカなどの皮はぎ被害でだめにしてしまうというようなことは、非常に財産管理面から見ても、それがいいのかという疑問符をつけざると得ないところでございます。

補助事業には、長期育成循環施業や育成複層林整備、また機能増進保持などの県補助があります。こうした補助を市有林でも受けることが可能であれば、先ほど林政部長が答弁いたしました、あまり進んでいないとか、行う必要がある、そのようなことなら補助事業などを活用し、もっと整備をしていただきたい。

さらに、標準伐期を迎えた市有林の長伐期施業や非皆伐施業を進め、市のモデル林などとして整備するような考えはあるか、林政部長に再度お聞きします。

議長（後藤壽太郎君）

山田林政部長。

林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

長期育成循環施業、育成複層林整備、機能増進保育林等の県補助が市有林でも可能であるか、またその整備計画についての御質問ですが、市において森林施業計画を策定すれば補助金を受けることは可能でございます。

また、標準伐期を迎えた市有林を長期非皆伐による整備計画については、市有林を管理する担当部署ともよく協議し、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

す。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

道下和茂君。

8 番（道下和茂君）

再度市長にお聞きをいたします。

市有林の管理は、財産としての管理、また整備管理を行う管理と両方あるかと考えられますが、林政部というものが本巢市にあるわけでございます。そうした整備管理には、林政部を担当部署としての位置づけの考えを市長にお聞きをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

私への再質問ということでお答えを申し上げたいと思います。

今、先ほどから林政部長が御答弁を申し上げますけれども、市有林の管理というのは、合併前はやっておったけれども、現在やっていないというのが現状でございます。そして、その御質問の中でも、いい木がいっぱいあるし、そういうところを含めて今御質問がございました。民間の個人の持っている山にしっかりと管理せよ管理せよとっておる手前、市有林の管理の方は、今までそういう形でしっかりやっていないというのは大変申しわけなく思っております。それで、これからしっかりと市有林も、民有林と同じように適正管理をしながら山を守っていきたいというふうに思っております。

そして、今お話ございましたように、いろいろと補助事業云々とか、そういうことも視野に入れながら管理を進めていきたいと思っていますし、それから財産管理という観点で総務部の方に、今、財産の一部ということで管理をしておりますけれども、根尾に林政部がございまして、やはり一番近いところで山のこれからの管理というのも、近い部署で見ていただくことが必要じゃないだろうかというふうに思っております。

これは、どちらにいたしましても内部の話でございますので、できるだけ今の御質問を意に体して、これからそういった方向で検討を進めてまいりたいと思っています。以上でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

道下和茂君。

8 番（道下和茂君）

2 点目はこれで終わりたいと思います。

では、3 点目を林政部長にお聞きいたします。

林業の機械化や合理化がこれからの森林整備に求められておるのは十分御存じのことと思います。

そうした環境整備の推進も大変重要なことと考えております。

そこで、2.8メートル開設の林道では4トン車も入れないような現状ではないかと考えるわけですが、市管理の林道で該当する路線数や延長、今後の改良計画はどのようになっていますか、お聞きをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を山田林政部長に求めます。

林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

3点目の林道路線数、延長、今後の改良計画の御質問にお答えをいたします。

現在、市が管理する林道は、40路線で総延長が10万1,473メートルございまして、そのうち全幅員が3メートルほどの路線は15路線で、延長は2万957メートルとなっております。

御質問にあります幅員の狭い林道では、間伐材の搬出など車輛の通行が困難ではないかということでございますが、このように幅員の狭い林道は、現在の林道規定の改訂前の規格より幅員が狭く、利用が困難な状況にあると思います。

今後、利用間伐など森林整備をするに当たり、幅員の拡幅など、通行する車輛に支障が出ないよう整備したいと考えますが、当面は林道路線の曲線部分で特に通行が困難であるようなところについて、土地所有者等にも理解を求めながら、補助事業等を活用して整備を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

道下和茂君。

8番（道下和茂君）

15路線、20キロの路線を改良していこうと思っておりますが大変かと考えるわけですが、特に曲線部や通行に支障のあるようなところは、補助事業を活用し、整備していきたいという考えでございますので結構でございますが、具体的な事例で1件、お聞きをいたします。

幅員が狭い高尾谷林道の橋梁についてでございます。旧根尾村のときに中部電力の三岐幹線整備工事に係る協力金が支給され、そのうち4,000万円ほどが高尾谷林道橋梁整備協力金として交付をされていたと私は記憶をいたしております。この橋は、大変老朽化が進み、幅員も狭く、林道に対し直角にかけられています。森林整備を行うにも何かと不便を来しており、利用者からは早期の整備の期待が寄せられております。昨年2月ごろ、地権者同意がされたと聞いておりますが、今後、この橋梁整備の進め方についてお聞きをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

山田林政部長。

林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

高尾谷林道の林道橋の整備計画についての御質問にお答えをいたします。

この橋梁は、老朽化や橋梁に取りつく道路の線形も悪いことなどから、以前から整備計画がござ

いまして、地元調整の関係から計画がおくれております。

今回、土地所有者の同意書が提出されておりますが、地元に関し計画について再度調整するとともに、財政計画に合わせた整備計画を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

道下和茂君。

8 番（道下和茂君）

今後、地元に関し計画要請、また財政計画等も加味して検討していくということでございますが、私の考えで申しますと、これは県単、公共、どちらかの事業を採択して事業にかからなくては市の負担も大きくなるかと思っておりますが、公共になるのか、県単になるのか、いずれにいたしましても、早く地元に関し計画の説明をし、要望をしながら、国・県の財政状況は非常に厳しいときでございますので、早目に地元の諸条件がそろえば、早い時期に申請されることを要望いたしておきます。

それでは、3 点目を終わり、4 点目を林政部長にお聞きいたします。

間伐材の搬出の義務づけがされている作業道の県補助85%から77.5%の上乗せや、市場単価の安い、特に末口28センチ以下の間伐搬出に要する経費の市補助の考えをお聞きいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を山田林政部長に求めます。

林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

4 点目の、間伐材搬出作業道の市の補助についての御質問にお答えをいたします。

近年の木材価格の長期低迷などによる山離れと、後継者不足などにより未整備森林が増大している現状を見ますと、昔ながらの林業経営では採算ベースに合わないため、間伐材などの搬出経費を削減するために作業道などの路網整備を積極的に進め、高性能機械により生産性を高め、経費の削減を図ることや、間伐材の搬出を促進し、木材の生産性の向上を図る必要があります。

こうしたことから、搬出経費の削減を図り、間伐材の有効活用するための作業道開設に国・県の補助金が交付されておりますが、現在、補助対象事業費の15%から23.5%ほど山林所有者の負担がございまして、作業道の開設が困難となっております。

このような状況を踏まえまして、間伐材の搬出を促進するため、「健全で豊かな森林プロジェクト」や「健全で豊かな地域林業チャレンジ事業」を実施した場合、国・県の補助金に市が上乗せし、補助対象事業費の95%以内で助成を考えております。

また、木材の生産性を向上させるため、素材生産された間伐材を山土場から木材市場などへ搬出する経費についての助成も考えております。以上でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

道下和茂君。

8番（道下和茂君）

ただいま間伐材搬出経費や作業道開設の県補助の上乗せが予算化されておりますということで、森林整備を進める上で大変ありがたいことと感謝を申し上げます。

チャレンジ事業での本年度の予算での整備箇所数と概算の計画延長、面積、搬出数量がおわかりでございましたらお聞きしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

山田林政部長。

林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

間伐材搬出作業道等の平成21年度の予算についての御質問にお答えをします。

間伐材の搬出を目的とした作業道の助成は、申請予定の作業道延長2,000メートルを想定し、228万円の予算を計上しております。

また、間伐材の促進をするための助成を申請予定数量1,000立米を想定し、200万円を予算計上させていただきます。

このように予算計上をさせていただいておりまして、箇所数では2カ所ほどの予定となっております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

道下和茂君。

8番（道下和茂君）

大変見ていただいてありがたく思うんですが、これはチャレンジ事業というのは森プロ事業への移行の前段と私は解釈をしておるわけですが、そういうことから過程としてのチャレンジ事業は有効です。そのチャレンジ事業でございますが、申請が4月、計画の届けが6月、認可が7月と聞いておるわけですが、ただいま整備箇所が2カ所ということでございますが、これらの予算計画を上回る申請がもしあった場合、補正対応が可能であるのか、お聞きをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

山田林政部長。

林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

今、御質問の中にもございましたが、県の認定されるのが6月末ということでございますので、その状況を見まして、その後の判断をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔8番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

道下和茂君。

8番（道下和茂君）

それでは、4点目を終わりにして、5点目を副市長にお聞きしたいと思います。

現在、個人が補助金を受け、直接森林整備を行うことは、木材価格やさまざまな要因から限られ、多くは事業者の委託を受け、補助事業で森林整備を行っております。

補助事業は、計画から補助金を受け取りまでの期間が非常に長く、制度上、事業者の長期立てかえということが発生をいたしてまいります。補助事業を推進していくには、補助金の早期の支払い方法の改善も必要と考えるが、そういったことを含めて検討はできないのか、お聞きをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を副市長に求めます。

副市長 小野精三君。

副市長（小野精三君）

ただいま御質問にありました補助金の早期支払いについてお答えいたします。

各林業事業者が森林整備について受けます補助金は、国・県からの補助金と市独自の補助金がございますが、市独自に助成する補助金につきましては、事業が完了して補助申請が提出されれば確認検査を行い、補助金が支払いできるよう迅速な対応をしております。

また、県の助成金に上乗せして助成する市の補助金につきましては、県の助成を確認してから諸手続きを行い、支払いを行っています。

一方、県の補助金につきましては、その支払いについて確認いたしましたところ、間伐など面的な事業の補助金につきましては、6月、9月、11月、2月、そして2月末の5期に分けて支払い、また作業道などの補助金につきましては、年間計画された路線ごとに支払う取り扱いであるということでありましたが、補助金の申請をしてから支払いまでの手続に2ヵ月ほどかかるものもあるため、事業完了後、速やかな補助金申請の手続をお願いしているということでもございましたので、御理解を願いたいと存じます。

〔8番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

道下和茂君。

8番（道下和茂君）

ただいま答弁をいただきましたが、御答弁にありますような事務的な取り扱いは、私は十分理解をいたしておるわけでございまして、しかし、建前と現実とではかなりの相違があるように事業者等からは聞いておるわけでございます。

そういったことで、計画から補助金入金までの期間は、特に根尾地域保安林、また砂防指定地の許認可を含めると、14ヵ月近くかかる事例もあります。そういった事業者の立てかえの負担が事業者の経営を圧迫し、経営体力の弱体化を招くおそれもあるわけでございます。

そういったことで、どれくらい立てかえが発生するのか私なりに概算をしてみました。まず、作業道を1,000メートル開設し、間伐などその山林で必要な補助事業をおおむね10ヘクタール行う場合、作業道単価を7,000円とし、間伐材など、これは間伐だけでなく、その作業道をつけた範囲で県のいろいろな補助金を取り入れてやった場合、ヘクタール30万円ほどの概算費用を見ますと、

1,000メートルの7,000円で700万、30万の10ヘクタールで300万で、計1,000万ほど1路線で1,000メートルやった場合には立てかえがかかる。これが多い事業者では、6路線ほどやっておるわけですが、そうしますと6,000万ほどの長期の立てかえが発生してくるわけですが。

そういったことで、森林整備を促進していくということは大変大切なことですが、やはり事業者の負担軽減策の措置も必要であるのではないかと考えますが、これは事後申請ですので大変難しいかわかりません。ただし、補助指令などが事業計画申請の段階でできれば、事業者は市中銀行からつなぎ融資も受けることも可能になると考えますが、また中間払い制度方法なども考えられます。森林整備にこうした運営資金の確保も考えていく必要があります。

事業者がいなくなれば、その地域の山林の整備は進まないのは、よその地域に事業者があるということもありますけど、それ以上に山林事業者というものは深く市内に浸透をいたしておるわけですので、こうしたことを県当局に強く要望をしていただきたいが、どのようなお考えを持っておりますか、お聞きします。

議長（後藤壽太郎君）

小野副市長。

副市長（小野精三君）

議員御指摘の事業者の運転資金の確保につきましては、県の方へ議員の御趣旨をお伝えさせていただきたいと考えます。

〔8番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

道下和茂君。

8番（道下和茂君）

それでは、長々と山林整備について行いましたが、山林整備についてはこれで終わりたいと思います。

次に2番目の、（仮称）地域福祉協力員制度の導入についてお聞きをいたします。

本巣市地域福祉計画策定委員会から本巣市地域福祉計画が20年3月に作成をされております。この計画を見ますと、計画の概要から計画の推進がこのような立派な冊子にまとめられておるわけですが、いざ実践段階に結びつけていくという計画はどのようになっているのか。また、支援の内容が多様化いたしてきます現在、公的サービスだけでは対応ができなくなっているのが現状ではないかと考えるわけですが、住民各種団体、福祉事業者、社会福祉協議会、行政などがお互いに力を合わせて、地域で何らかの支援が必要な人たちの支援をしていく制度が必要ではないかと考え、質問をいたします。

まず、健康福祉部長にお聞きをいたします。

社会体育指導員や社会教育指導員制度があるように、自治会ごとに（仮称）地域福祉協力員制度を取り入れ、民生委員の協力をしたり、地域サロンの協力をするサポートとしての位置づけの考えをお聞きいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

それでは、議員の御質問について回答を申し上げます。

福祉協力員制度につきましては、住民の皆さんが地域で安心した生活が送れるよう、小地域ごとに福祉のリーダーを設置して、自治会や民生児童委員と連携し、要支援者の見守りや、地域福祉の課題の解決を図っていくことを目的とした制度であります。

現在、本市でこういった制度はなく、福祉協力員は設置されていないという状況であります。昨年3月に策定いたしました地域福祉計画の中で、福祉協力員制度の創設を社会福祉協議会とともに検討するよう実施項目として計画がなされております。

この福祉協力員制度につきましては、合併前に、旧真正町と旧本巢町でいずれも社会福祉協議会事業の中で制度がございまして、社会福祉協議会会長が各地域に福祉委員を委嘱し、民生委員さんと連携をし、地域サロンなどの中心となって活動がなされていましたが、合併と同時に制度がなくなったという経緯がございます。

今後、市といたしましては、社会福祉協議会が地域福祉活動計画の中に制度創設を位置づけており、モデル地区による試行を経て制度化を目指していることから、本巢市地域福祉推進委員会の御意見をいただきながら、早期制度化に向けて社会福祉協議会とともに進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

道下和茂君。

8 番（道下和茂君）

再質問をさせていただきますが、ただいま社会福祉協議会が主体となって進めていきたいということですが、地域での見守り、支え合い活動を推進する、自分たちで自分たちの住んでいます地域の身近な福祉問題を発見し、支え合い活動などを推進していくための、いわゆるかなめとしての位置づけでございます。そして、民生委員や児童委員、社会福祉協議会など関係機関と協力しながら、地域住民とともに地域づくりを推進していく。地域の連帯感がややもすると薄れ、高齢化などで独居世帯の増加が全国的にも見られておる昨今でございます。そうしたことから孤独死が増加しておりまして、先般も報道がありました。受けられる制度も受けることができず、悲しい最期を迎える。このようなことを考えると、ただいま健康福祉部長から御答弁賜ったんですが、福祉計画での社会福祉協議会との整合性の問題もあろうかと思いますが、できれば市長部局での位置づけが必要と考えますので、そのことはどのように考えておりますか、再度健康福祉部長にお聞きします。

議長（後藤壽太郎君）

村瀬健康福祉部長。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

ただいまの御質問は、市の地域福祉活動計画と社協の方の計画の中の位置づけはどうかということだと思いますけれども、これにつきましては、それぞれの位置づけがございますので、今後、これを検討させていただきまして、調整をして進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

道下和茂君。

8 番（道下和茂君）

（仮称）地域福祉協力員制度の導入の考えについての質問を終わり、次に 3 番目の男女共同参画についてお聞きをいたします。

男女共同参画がうたわれまして、こんな立派な冊子もできておりますが、随分公的な会議や委員会などには女性登用が多くなってまいりましたが、しかし、まだまだ認識や実践段階で十分であるとは言えません。さらにそれらを推進する必要があると考え、質問をいたします。

企画部長にお聞きをいたします。

自治会は地域の自主組織であります。地域運営には大きな影響力を持っております。本巢市男女共同参画プランの 3 章で、現状を踏まえた施策で、企業、団体などの重要ポストへの女性の登用、自治会など地域役員への女性参加の促進を促すとされ、第 4 章の推進体制で、進捗状況の検証結果の進捗率や、よくない事業、その理由を調査し、改善しますと示されているが、その理由や改善したことはどのようになっておりますか。

また、具体的に例えれば、自治会で自治会長のほかに副自治会長を 2 名置き、3 名のうち 1 名は男女いずれかに参加をしていただく。そうして地域での女性の意見を取り入れながら、全体で推進する地域自治の活動が重要かと考えております。

そのようなことは自治会長会議で促されてきたかとは考えますが、さらにその意義を理解していただき、そうした地域自治運営組織構築の考えはありますか、お聞きをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

それでは、男女共同参画につきまして御回答を申し上げます。

まず、市の男女共同参画に対します取り組みでございますが、平成 19 年度に、今議員がお持ちの男女共同参画プランを策定以降、毎年、啓発のためのフォーラムを開催しているほか、広報紙への特集記事の掲載、あるいは市内企業との産業懇談会におきますワークライフバランスの推進依頼など、「男女がこれまでの慣習や社会通念にとらわれることなく、あらゆる分野に参画できるまち」

を目指した事業を実施しております。

また、市役所内におきましても、審議会などへの女性委員の登用を推進し、平成20年4月1日現在の女性登用率は、前年に比べまして1.1%改善されまして20.5%となっております。

議員御質問の、進捗率のよくない事業の理由とか改善点についてでございますが、毎年プランに掲載されています各事業につきまして、各課で進捗状況を調査し、進捗率の悪い事業については、各課への働きかけ等を実施しております。

例えば、今御説明させていただきました審議会などへの女性委員の登用率につきましては、目標数値が30%ということでございますが、現在は20%となっておりますので、審議会等につきましては、それぞれ任期がさまざまでございます。任期途中で女性を登用することはできませんので、改選時に女性委員を積極的に登用するよう、庁内会議を通じまして各課に依頼をしているところでございます。

また、出前講座の開設につきましては、昨年度、体制を整えまして、広報紙とか自治会長会などで周知をしまっているところでございます。実績といたしましては、昨年、本巣中学校3年生の公民の授業に、うちの職員が出向きまして、1回だけですが実施をしております。

今後は、各団体からの申し込みを待つだけではなく、こちらから積極的に働きかけをしまいたいと考えております。

自治会におけます女性の参画につきましては、昨年度と今年度、2回にわたりまして、毎年7月に行われました各地域の自治会長会におきまして、女性の意見も自治会活動に反映されるよう、自治会役員への女性の登用について推進していただくようお願いしたところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、自治会はあくまで自主組織でございまして、役員の数とか会の運営につきましては、それぞれの自治会ごとの規約等によりまして定められておるために、現在のところ副自治会長や女性役員の人数につきまして、市が取り決めをするといったような考えはございませんが、女性が自治会活動等、あらゆる分野に参画しやすい環境を醸成しまして、各自治会が自発的に女性の参画を図っていただけるよう、今後も男女共同参画プランに基づき、男女共同参画の啓発に積極的に取り組んでまいりますので、よろしく願いをいたします。

〔8番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

道下和茂君。

8番（道下和茂君）

男女共同参画プランについては大体結構でございますが、やはりそういう環境をつくっていくということが非常に大切なことですので、ぜひともお願いしたいのと、昨年、ことし7月に自治会にそういったことを促されたということでございますが、私の考えでは、大体3月が改選期でございますので、12月ごろに市から各職務をお願いする時があるかと思うんですが、そのときに女性登用のことをお願いするというようなことは考えておりますか、企画部長にお聞きします。

議長（後藤壽太郎君）

高田企画部長。

企画部長（高田敏幸君）

ただいま御回答しましたとおり、そういった男女共同参画の啓発につきましては7月に行っておりましたが、今御指摘のとおり、毎年12月ごろに市から各自治会に対しまして、自治会長を初めとしまして廃棄物減量等推進委員、あるいは公民館分館長、あるいは社会教育推進委員、社会体育推進委員等の選出をお願いしているところでございます。

今後は、こうした機会をとらえまして、男女共同参画の観点から、積極的に女性の登用につきましてお願いをしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

道下和茂君。

8 番（道下和茂君）

大変長時間にわたりましてありがとうございました。

これで私の質問はすべてを終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

続きまして、4 番 白井悦子君の発言を許します。

4 番（白井悦子君）

通告に従いまして、小規模事業者の活性と経済振興について質問させていただきます。

昨年の後半から100年に1度と言われる世界的な不況が起こり、日本国内の経済不安は高まり、企業における人員の解雇や新規採用者の取り消しによるなど、失業率は増加の一途であります。

隣接の市においても、失業者が住むところを失い、公園に寝泊まりし、あるボランティアグループが衣服等を分配しているということを知りました。

また、国内企業の倒産も戦後最悪な状況に陥ったと新聞紙上で報告されております。さきに若原議員の質問による経済対策に対する市長の御回答にもありましたが、市においても市民生活の安定と経済活性化のために全庁挙げて積極的に取り組む姿勢を伺うことができました。

さて、このたび当市におきましては、新年度予算に土木費の継続事業が計上されておりますが、地元小規模事業者への積極的な支援につきまして質問をさせていただきます。

本県市内にある小規模事業者の育成と地域経済の振興を図るための市としての方策はありますか、どうか、産業建設部長にお尋ねいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問の答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

白井議員からの御質問にお答えしたいと思います。

本県市内には、これまで地域に根差した経営活動をされ、地域に貢献されている優良な建設事業

者が多いことから、緊急的な経済対策として、平成21年度予算編成におきまして、景気浮揚と地元雇用の安定、住民生活への影響に配慮した対策を講じ、提案させていただいております。

具体的には、排水路整備、道路改良、道路舗装、道路維持修繕等、従来からの施工内容ではありますが、事業費ベースで2億円強の増額、施工箇所におきましても102カ所といたしまして、昨年より30カ所近くふやし、地域の生活基盤の整備に力を入れる考えでいるところでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

臼井悦子君。

4番（臼井悦子君）

新年度予算の説明の中で、地元企業に対する経済振興対策の一環である予算編成をされておられます。その内容としまして、地元企業を大変優遇してあるものだと感じました。

ただいまの事業費の2億円余りの増額により、地域の生活基盤整備を行い、安全なまちづくりを図るとともに、小規模事業者の経済支援につながる御回答をいただいたものと理解いたしました。

続きまして、各土木事業の施工時において、その細分割化により、より多くの小規模事業者の参画ができるような配慮はできないのでしょうか。再度産業建設部長さんにお尋ねします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を山田産業建設部長に求めます。

産業建設部長（山田英昭君）

ただいま御質問の事業の細分化と小規模事業者の参画についてでございますけれども、平成21年度の事業施工につきましては、増額分としまして道路改良事業費で約1億3,600万円、箇所数で9カ所、道路舗装事業で約3,100万円、施工箇所7カ所、用悪水路整備事業で約800万円、施工箇所14カ所、ほか農地費関係経費で約3,500万円としております。当初ベースに比べ、全体で、先ほどの質問についてもお答えしましたが、2億円強の増額予算を提案させていただいております。

事業箇所としましては、地域内の生活環境整備に配慮した事業を数多く取り上げまして、また小規模事業者の受注機会の確保には努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

臼井悦子君。

4番（臼井悦子君）

ありがとうございました。地元の雇用労働者が多いと思われ小規模事業者への支援は、地域経済にもつながるものと思われ。現在、財政状況に対応した市の行政手腕に今後も期待していきたいと思っております。

それでは、最後にもう1点、お伺いいたします。

今後、市としまして小規模事業者に対する施策等、お考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。副市長さんにお尋ねいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を副市長に求めます。

副市長 小野精三。

副市長（小野精三君）

それでは、再質問にお答えいたします。

市が発注します小規模な修繕につきましては、市の入札参加資格審査が困難な市内に主たる事務所を置きます小規模事業者の受注の機会を拡大しまして、これを積極的に活用することによりまして市内経済の活性化を図るため、新年度より契約金額が小規模のものにつきまして、あらかじめ市の方に登録を行っていただいた上、市が発注します小規模修繕契約の対象とするといった取り扱いを新たに行っていきたいというふうに考えております。

具体的には、例を申し上げますと、例えば市が発注します電気設備修繕とか、それから照明設備修繕、給排水、給湯設備修繕、そういったものとか大工修繕、左官修繕とか、屋根ふきとか、塗装関係、また建築板金加工、そういったものなどの小規模修繕について新たな取り扱いを考えていきたいというふうに進めているところでございます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

臼井悦子君。

4 番（臼井悦子君）

ありがとうございました。本年2月に入りまして、県外の市町村の方を視察に行ったわけなんです、その中に、今、副市長さんのお話になったような小規模修繕事業の登録制度というのが確立されていたところがありました。こういった取り組みも本当に大事なあとということを実感しておりましたので、今回このような質問をさせていただきましたが、土木、建築、設備などへの支援も含めまして、今後もこういった制度や、目先のきいた迅速な財政対策で円滑な地方公共団体の運営であることを願っております。

以上で、簡単ですが、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

ここで暫時休憩いたします。

再開を2時20分から行います。

午後1時56分 休憩

午後2時20分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

2番 船渡洋子君の発言を許します。

2番（船渡洋子君）

通告に従って質問をさせていただきます。

1番、介護支援ボランティアについてですが、2007年5月、厚生労働省より「高齢者による介護支援ボランティア活動への地域支援事業の交付金の活用について」と題する通知が都道府県及び各市町村になされました。厚生労働省は、介護保険制度を連動させた高齢者ボランティア制度を考案し、全国の市町村に普及させていく方針を決定しました。原則65歳以上の皆さんに積極的に社会参加をしていただくことで健康を維持し、その効果として介護給付費の抑制につなげていくことを想定しております。

また、参加に当たっては、活動実績に応じたポイント制を採用し、その評価ポイントを使用して介護保険料の支払いなどに充当できることをその趣旨としています。市町村の裁量により地域支援事業における介護予防事業の一つとして実施できるように、今推進されています。

高齢者ボランティア制度の発表は、その参加を通して介護が必要な高齢者を減らし、介護保険制度の維持及び新たな展開に期待できるものとして全国各市でも報道されました。

2007年4月29日の読売新聞ですが、「介護保険料にボランティア制、活動に応じポイント獲得、65歳以上対象」ということで、参加を促すため活動実績に応じてポイントが獲得できるようにし、ポイントで介護保険料などを払えるようにする。大型連休明けに各市町村に通知するという一方で、制度によると、対象は原則65歳以上の高齢者、高齢者施設で食器を並べたり、高齢者の話し合い手をしたりするなど、さまざまなボランティア活動に参加してもらう。ボランティアで得たポイントは、介護保険料や介護サービス利用料の支払いのほか、自分が頼んだボランティアへの謝礼として使えるようにする。

地域交流で孤立を防ぐということで、厚生労働省が推進を決めた高齢者ボランティア制度は、ボランティア活動に参加した高齢者に介護保険財政から謝礼を支払うという大胆な仕組み、その背景には介護予防効果への期待だけでなく、地域の活性化や住民同士のつながりの強化を図り、高齢社会を乗り切る地域づくりにつなげたいとの思いがある。だれでも気軽に参加できるボランティア活動の効能は、はかり知れない。地域の人たちと触れ合うことで、高齢者の閉じこもりや孤立を防ぐことができる。既存のボランティア活動とうまく連動できれば、支出を超える効果が、介護保険財政だけでなく地域社会全体に及ぶ。介護保険は、介護を通じた地域づくりの手段でもある。厚労省は、市町村の工夫が存分に生かせるよう柔軟性を持たせて新たなボランティア制度の普及を図ってほしい、このような記事が掲載をされたわけですが、稲城市が一番最初にこのことに取りかかりまして、今、全国的に普及されている状況です。

先日も八王子へ視察に行った折、八王子もこの制度を取り入れて、施設だけのボランティアではなくて、個人の介護をしてもらっている、そういった個人のおうちへ行って話し合い手をしたりとか、そういったこともそのポイントに入るというような制度を取り入れてみえました。

そこでお伺いします。本巣市においてはこの制度をどのように検討されていますか。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

それでは、ただいまの議員の御質問に対して御回答を申し上げます。

介護支援ボランティアは、介護保険制度における国からの地域支援事業交付金を活用し、高齢者のボランティア活動の支援を行うもので、介護ボランティアの活動実績をポイントとして評価し、このポイントを換金して介護保険料や介護サービス利用料に充てる制度で、厚生労働省から仕組みの一例が示されたところであります。

介護保険制度の改正により平成18年度に地域支援事業が創設され、本市及びもとす広域連合において介護予防事業として特定高齢者把握事業等を実施しており、65歳以上の高齢者を対象に生活機能の状況を把握する基本チェックリストにより生活機能評価受診を実施し、要介護のおそれがあると選定された特定高齢者を対象に通所型介護予防事業を実施しております。

また、一般高齢者、65歳以上の元気な老人ですけれども、を対象とした介護予防教室も実施しております。

介護支援ボランティアは、地域社会づくりへの貢献、元気な高齢者の生きがいづくり及び地域高齢者との交流といった利点がありますが、介護保険事業は、もとす広域連合が保険者で、地域支援事業は、第4期介護保険事業計画において費用額の上限を介護保険給付費の3%以内と定められ、2市1町と連携し、介護予防事業を実施するものとしておりますので、市単独での介護支援ボランティア制度を実施する考えは現在ありません。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡洋子君。

2番（船渡洋子君）

介護保険がもとす広域であるということで、市独自としてはできないという今のお答えですが、藤原市長の所信表明の中に、「市民が健康で安心して安全に暮らすためには、地域、企業、家庭、個人が一体となってお互いが助け合い、支え合う地域づくりが重要であります。幸せを実感し、生涯にわたって元気で朗らかに暮らすことのできる、ぬくもりのある里づくりを進めるものであります」と言われています。その観点からも、今後、瑞穂市、北方町に働きかけていくお気持ちはないでしょうか、お尋ねします。

議長（後藤壽太郎君）

村瀬健康福祉部長。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

現在実施の地域支援事業の中で一般高齢者予防事業、この中には転倒防止教室などがありますがけれども、これの参加者の促進にまず努めていきたいということを考えております。

それで、介護支援ボランティア制度につきましては、今後の状況を見ていきたいというふうに考えております。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡洋子君。

2番（船渡洋子君）

今言われた介護予防事業のことですが、これまでに実施されてきたと思いますが、その実施状況、それから利用人数を踏まえた普及状況についてどのように評価されているか、お聞かせください。

議長（後藤壽太郎君）

村瀬健康福祉部長。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

特定高齢者を対象にしました通所型介護予防事業につきましては、平成20年度でありますけれども、からだ元気アップ教室に16人、キラリ元気アップ、これは前期ですけど、まだ後期が出ておりませんのでわかりませんが94人、それから一般高齢者の65歳以上、いわゆる元気老人と言われる方に対しまして介護予防教室を行っておりますけれども、これにつきましては、真正在宅介護支援センターで600人、糸貫支援センターで760人、本巣支援センターが800人で2,160人、これもちょっと実績が出ておりませんので、21年度の計画がこのようになっておるといふことというであります。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡洋子君。

2番（船渡洋子君）

この2,160人の方が参加をされたということですか。

議長（後藤壽太郎君）

村瀬健康福祉部長。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

まだ実績が出ておりませんので、21年度がこういう計画で実施をしていきたいということで上がっておるといふことというであります。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡洋子君。

2番（船渡洋子君）

今年度の予算の中にも、介護予防が必要とされる高齢者の実態を把握するための事業というのに取り組まれていたと思うんですが、高齢者のボランティアということも、そういった把握をする事業の中で頭に入れながら取り組んでいただけたらというふうに思います。

そこで、今お元気な65歳以上の方は何人ぐらい見えますかということでお聞きをしたいなと思

ましたが、この2,160人という方がそのお元気が高齢者ということでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

村瀬健康福祉部長。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

元気な老人という考え方で、また後に御質問があるかと思いますが、5,755人というふうで一応算出はしております。

議長（後藤壽太郎君）

最後の答弁でした。

それでは、続いて。

〔2番議員挙手〕

船渡洋子君。

2番（船渡洋子君）

今後、経過を見ていくということですので、何とかまた前向きな対応をしていただきたい、このように思っています。

先ほど聞きました5,775人の方が、その中の1割の方でも570名、5%でも250名、そういった方が地域での社会参加や社会貢献を希望されるという、お年をとってから人のために役に立つとか、話し合い手があるとか、そういったことがまた元気の源にもなっていくかと思えます。そういったとうとい気持ちと行動には十分な社会的評価が伴っていくという観点からポイント制ということになっていくと思えますが、また高齢者の皆さんの中から、介護保険料の負担が大きいと。自分は元気だから、介護保険料を払うばかりで、そういうのを使うということがなかなかないと。だから、その分は安くならないのか、そんなことを言われる方も見えます。介護保険を使わなくて済むということは元気ということだから、よかったですねと、そんなふうには言っているんですが、そういった方のために役に立ちたいということと、また少しでも介護保険料を安く、安くといっても、この制度は年間で5,000円ですので、月に割ると400円ぐらいという、ポイント制といってもそんな多額ではないわけですが、両方を両立させる効果があると思えますので、今後、前向きに検討していただけることを要望して、次の質問に移りたいと思えます。

定額給付金事業についてお尋ねします。

1月27日に2008年度の第2次補正予算が成立して、定額給付金に係る事務費の予算が執行できることになって以降、申請の受け付けまでの準備作業を行うことができるようになり、支給に向けた体制づくりが始まっています。

法案が通った翌日、青森県西目屋村では、いち早く給付金を受けた喜びの声が報道されていました。若い村長さんが現金支給ということで、のし袋にお金を入れて給付金を手渡す、その様子がとてもほのぼのとした感じで、報道を見ていました。

この定額給付金については、ばらまきとか、ここへ来るまでにさまざまな批判を受けて、やっと実現したんだなあという、そんな感慨深いものが私の中にもあるわけですが、私たちは春を呼ぶ3

点セットとして、定額給付金、子育て応援特別手当、それから高速料金の引き下げが実現するということを市民の皆さんに話しているところです。

給付金をもらったら、ＥＴＣの購入をすとか、地デジ対応テレビを購入すとか、旅行に行くとか、本当にうれしい声が聞こえてきます。職員の方は、本当に大変な思いでこの準備をしてみえと思いますが、事故なく皆さんの手元に届くように万全の準備をされていると思いますが、給付金を受け取るまでの流れはどのようになっているか、質問します。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 鷲見良雄君。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは、定額給付金事業、１点目の定額給付金を受け取るまでの流れについて御回答を申し上げます。

定額給付金の対応につきましては、同時に施行されます子育て応援特別手当とあわせて、現在、市の方で給付に向けた取り組みを行っているところでございます。先ほどの全協でも御説明申し上げましたように、市職員のプロジェクトチームを設置いたしまして、現在進めております。

議員も御指摘のように、３月４日の国会において財源確保のための関連法案が可決されたところでございまして、本市においても３月６日に補正予算として議決をいただいたところでございます。

今後の予定につきましては、３月下旬に申請書を受給対象者となる世帯主の方に、申請書、制度の概要、記載例等のチラシ及び返信用封筒を同封した封筒を特定記録郵便によって発送する予定をしております。

３月の下旬、４月の頭といいますと、異動とか、人口動態が非常に動く時期でございまして、それらを避けまして、４月６日から受け付けを開始して、４月２０日までにおおむねの完了を予定したいというふうに考えております。それをもって振りかえる手続をとるということで、ゴールデンウィークの初旬、いわゆる４月末日までには最初の支給ができるのではないかとというような形で、現在、作業を進めているところでございます。

過日にも申し上げましたように、職員が土・日も対応しながら、また大変申請に時間がかかるということもございまして、身分確認等々の手続もあるということで、地域割りをしながら、各分庁舎においてスムーズな交付ができるような体制をとりながら進めておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げて、回答といたします。以上です。

〔２番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡洋子君。

２番（船渡洋子君）

世帯主にその申請書が送られるということですが、特にひとり暮らしの高齢者の方とか、御夫婦の方もですが、高齢者の方だけの世帯といったところは、通知書を見てもあまり意味がわからない

ということがないように、説明書や、また還付金詐欺への、今すぐはやって、振り込め詐欺がきょうも何件かニュースでやっていたんですけど、そういった注意文書なども図とかで、とにかく若い人がいればこういうことだよと教えてくれますが、高齢者だけだとわけがわからんということもあります。また、字も大きい文字で通知をしていただけたらいいのではないかなというふうに思っています。

また、DVの人などの住所がわかってはちょっと困るといった方への対応等、相談専用のコールセンターなどを設けてやっていただけたらいいのではないかなと思いますが、そういったことも配慮はしていただけるのでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

鷲見総務部長。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは、給付に係る心配は御指摘のとおりでございます。代理申請とか、必要なものについては、それぞれ対応することといたしておりまして、各分庁舎には、大きく見やすい、内容がよくわかるような形のポスターを現在つくっておりまして、それらに向けて各分庁舎に掲示する。

もう1点は、広報「もとす」に、定額給付金が始まりますよということで、お忘れのないようにということとか、可能な限り、単身世帯で問題があるという方については代理申請も認められる状況にもございますので、市庁舎挙げて普及、一人でも多くの方に受け取っていただけるような形の中で、知恵を出し合いながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡洋子君。

2番（船渡洋子君）

ありがとうございました。全国で、今、定額給付金に対して、1万2,000円で1泊2日の旅行ができるとか、いろいろなそういったことを考えて売り出しをしたりとかということが行われていますが、こういった景気対策というか、そういうことにつなげていこうといった動きがあります。

全国で、この定額給付金と時期を合わせてプレミアムつき商品券を商工関係団体、または商工関係団体と地方団体が共同で発行予定というのが698市区町村、岐阜県では12市町村がそういったプレミアム商品券を出そうというふうに計画を立てています。

また、消費拡大セールということで、給付金でお買い求めをというようなことで計画を立てているところが117市区町村、そして給付金で寄附を募って他の施策に活用していこうという取り組みを予定しているところが64市区町村、これは全国のことですが、岐阜県では3カ所、そういったことを今計画を立てているというふうに聞きましたが、本巣市としてはこういったプレミアムつき商品券の発行とか、市独自で工夫されたことがありますか。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を鷲見総務部長に求めます。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは、定額給付金、二つ目のプレミアム商品券の発行とか、市独自で工夫されたことはないのかということについてお答えを申し上げます。

今回の定額給付金給付事業は、生活対策において景気後退感での不安に対処するための家計へ緊急支援として給付し、さらには地域の経済対策につながることを目的となされており、口座振替を原則とした現金を給付することとされており、地域振興券のような方法による給付を対象としたものではないということにされております。

そこで、他市でも取り組んでおられます議員御指摘のプレミアムつき商品券でございますが、これは定額給付金とは別の事業として、定額給付金の給付開始時期に合わせて、議員御指摘のように、商工関係団体等が商品券を発行し、上乘せをする形で、希望する住民がこれを購入するというところでございます。

しかし、定額給付金そのものが家計への緊急支援と地域の経済対策、双方の目的をなしておることから、市独自の工夫といたしましては、現在、予算審議をしていただいております平成21年度当初予算において緊急経済対策事業や緊急雇用対策などを盛り込ませていただいているところでございまして、この定額給付金につきましても、各家庭が最大限に市内で活用していただければ地域振興の一助になるということを期待しているところでありまして、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡洋子君。

2番（船渡洋子君）

ちょっと厳しいということは重々承知で質問をさせていただきました。

もう1点ですが、これは御嵩町で行われている、これも定額給付金ではないよと、先ほども言ってみえましたが、時期を合わせて新生児応援給付金給付事業ということで、定額給付金の基準日というのは2月1日になります。実際にお金がお手元に来るのは4月30日ごろということで、この2月2日から4月1日までに生まれた赤ちゃんにも定額給付金と同じ2万円を給付していきこうということで、御嵩町がそういったことに取り組んでみえます。

定額給付金が全く支給されない平成21年2月2日から4月1日までに生まれた新生児を対象ということで、どこかへ引っ越しをする子にはだめだよというような内容で、2月、3月で40人ぐらいの新生児の予定ということで、80万円の予算化をして取り組んでみると、そんな話を聞いたときに、ああ、いいことだなあと。同じ、そういった国からおりてきたことでも、我が市として、こういうふうに少しでも市民の皆さんが喜んでほしいという、大変思いやりの施策だな、本業市はもっとほかのことをやっているよというふうに多分言われると思うんですが、そういったことを、今回、市としては取り入れるお気持ちはないでしょうか。これは市長にお尋ねをしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問について市長に答弁を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

私の方へ再質問ということでお聞きいただきましたので、それではお答えを申し上げたいと思います。

今、お話しございましたように、御嵩町の方では応援給付金というようなことで、町の制度ということで独自で取り組まれたということを経済等でも拝見させていただきました。

今回の生活給付金というのは、国の方で全部制度化されまして、そして給付を我々自治体にやれという形で来ておるものでございまして、それで基本的には2月1日ということで基準線を引いておりますが、中には確かにちょっと疑義を感じる箇所もございます。2月1日以降に亡くなった方も対象にするというような制度になっておりまして、死んだ方に払うのに何で生まれた人に払わないかというようなことがあろうかと思っておりますけれども、これはそもそも国の制度で、2月1日ということでやられたものでございまして、それを受けて、それに応じた金もこちらの方に来て、それを給付するというところでございまして。そういったことで、市単独でのこれについての上乗せというのは、今回考えさせていただきました。

そういったこととは別に、先ほど総務部長の方からお話しございましたように、地域の経済対策とか地域の活性化というようなことで、別枠でいろんな雇用対策、経済対策というのを取り組ませていただきましたし、また子育て支援という関連でも、新年度から乳幼児医療の無料化だとか、それから妊婦健診の拡大で市独自の分も入れたりとか、そういったことで子育て支援の方にも積極的に取り組んでおりますし、そういう観点からいたしまして、今回の場合、今の金額は確かに少ないものでございますけれども、今回の制度は国の制度だということで、今回、見送らせていただいたということでございます。

それから、プレミアム商品券の方も、先ほど部長の方からお話ございましたが、当初そういうこともという御議論もございましたけれども、市内の関係者、なかなかそういう機運が盛り上がらなかったということで、正直な話、今回もそういう話は、他の町でそういうことを取り組まれたということは十分知っておりまして、そういうお誘いというんですか、そういうこともちょっと相談したこともあるんですけれども、取り組んでいただけなかったということもございまして、今回、そういう他の市町でやっていることが今回はできなかったということでございます。

そういうことで、何とか今の国の制度に乗っかってやるということでございますので、その辺、御理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡洋子君。

2番（船渡洋子君）

ありがとうございました。今後もこういうことがあるかと思っております。そういったときは柔軟な対

応で取り組んでいただきたいというふうに要望をして、次の質問に移りたいと思います。

病後児・体調不良児保育についてということですが、昨年の6月にも質問をさせていただきました、これで多分4回目じゃないかなあと、しつこいなあとというふうに思ってみえるかもしれませんが、県の予算においても、病児・病後児保育は、これから本当に取り組んでいかななくてはならないニーズがあるとして416万7,000円から4,854万円と、約10倍以上に予算が増額されました。本市における今後の計画、見通しはどのようになっているか、教えてください。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、病後児・体調不良児保育につきましての本巢市の今後の計画、見通しということの御質問に対しましてお答えを申し上げたいと思います。

議員御指摘のとおり、平成21年度「岐阜県少子化対策総合プログラム」におきまして、安心して子育てができる環境づくりのためということで、病児・病後児保育事業というのが拡充されまして、その事業が御案内のように4,854万円という格段の経費を見られております。これは、国3分の1、県3分の1の事業で実施するという補助事業でございますけど、今回、そういう拡充された事業の中には、従来の病児対応、また病後児対応に加えまして体調不良児の対応というのも対象になっております。この体調不良児保育の実施要件というのをちょっと調べてみますと、例えば実施保育所ごとに看護を担当する看護師等の配置、また衛生面に配慮され、安静が確保される医務室の確保というような人的な配置、また施設整備というのが各実施保育所ごとに必要となり、大変なものでございます。

ちなみに、国の方から示されております、21年度の補助対象保育施設がどういうものを対象にするかというのが出ておりますが、一つ目には、看護師を常時2名以上配置している保育所、また延長保育を2時間以上実施している保育所というような、今回、補助の対象要件になっております。そういったことをいろいろ考えますと、体調不良児の発生度合い、それから市の財政負担というのも考えた場合に、保育所単位でこういうものに取り組んでいくというのは大変難しいというふうに考えております。

また、前にも御質問いただいた病後児保育につきましても、医師、看護師の配置が必要だということで、市単独の設置というのは難しいというお話もさせていただいております。

今後、これにつきましては、近隣の市町、瑞穂、北方等々そういった市町とも連携して広域で対応ということならば考えられるのかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、なかなか経費等々のかかる難しい問題でございまして、まだまだこれのほかにも、決して子育て支援を否定するわけではございませんけれども、まだまだやっていかなければならない子育て支援等もあるかと思います。そちらの方からいろいろ充実しながら、こういうものをまた今後考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡洋子君。

2 番（船渡洋子君）

先日、掛川の方へ視察に行って、こういった病後児保育というのを視察してきたわけですが、そこは公設民営の幼保園というふうでした。病後児保育は1日2,000円ということで、朝、病院へ行って、先生に見せて、診断をしてもらって預かるということで、なかなか思うように病後児というのが人数が、そんなだったらお母さんが休んだ方がというようなことで、なかなかその利用する方が少ない。

でも、その中で一時利用というのが病後児の方の10倍以上、一時利用されているという、そんな実態を見せていただいて、これは体調不良児保育ですかというふうに尋ねたときに、そうですということ言ってみえたんですけど、やはりそういった体調不良児の人数というのが今ふえているんだなということを確認したわけですが、今、本当に景気の悪い中、お母さんが働きに出なきゃいけないといった家庭もこれから今以上にふえていくのではないかなというふうに思います。そういったことに対して、いろんなハードルはいっぱいあると思います。本巢市は、これから財政がだんだん逼迫して厳しいんだ厳しいんだ厳しいんだということを耳にたこができるぐらい聞いているわけですが、何かいい方法でそういったことに取り組めるようなことを、今後、またみんなで知恵を出し合って考えていっていただきたいなというふうに思います。

そういったことを要望して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

散会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

3月23日午前9時から本会議を開会いたしますので御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。大変御苦労さんでした。

午後 2 時59分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員